

京

みやこ

・
地域福祉
推進指針



京都市

CITY OF KYOTO

2024年改定
令和6年3月

みやこ

京・地域福祉推進指針の 策定に当たって

「公を自ら担い、共助・互助でまちをつくる」。そんな町衆の心意気が息づく京都では、自治会・町内会をはじめ実に多くの市民の皆様の御尽力により、豊かな地域福祉が維持されてきました。「子ども食堂」をはじめ、高齢者や子ども、障害をお持ちの方などの多様な居場所や見守り、防災・減災の活動など、時代の変化に合わせた地域主体のお取組が、京都の安心・安全な暮らしにつながっています。人々の暮らしを支えるために御尽力のすべての皆様に、改めて、深く敬意と感謝の意を表します。

子育て世代が減少し、高齢化が急速に進む。家族形態の変化も相まって、近年、地域コミュニティの維持が困難になってきています。そうした中で、ヤングケアラーや8050問題など、人々が直面する課題も多様で複雑なものに。さらに、社会との関わりが少ないが故に孤立し、課題が深刻化することも危惧されており、その対策が求められています。

こうした社会の変化を受けて、本市ではこの度、「京・地域福祉推進指針」を改定しました。地域や団体の皆様による「気づき・つなぎ・支える」力の向上を図るとともに、困難な課題を本市や支援関係機関がしっかりと受け止め、分野横断的に連携して支援する「重層的支援体制」の充実を図ることとしています。

すべての人に「居場所」と「出番」がある京都のまちに——。そんな方針の下、本市では「新しい公共」の理念を大切にしながら、すべての方々が支え合う「地域共生社会」の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本指針の策定に当たり多大な御協力をいただきました京都市社会福祉審議会委員の皆様、貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様、並びにすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月



京都市長

松井 房治



京・地域福祉推進指針

第1章 京・地域福祉推進指針について

1. 本市の地域福祉の基本的な考え方 1
2. 指針が目指す姿 2
3. 指針の位置付け 3
4. 本市の総合計画や他の分野別計画等との関係性 5

第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況

1. 各種統計資料 6
2. コロナ禍の影響に関連するアンケート調査資料 13
3. 新たに顕在化してきた福祉課題等に関する統計 15

第3章 改定の背景・方向性

1. 前指針の取組状況 17
2. 本指針策定に向けた視点 18

第4章 指針の体系

1. 基本理念、重点目標、推進項目 19
2. 指針が目指す地域のイメージ 20
3. 指針の取組項目 22

第5章 指針の推進・評価体制

1. 推進期間 39
2. 推進・評価体制 39

第6章 参考資料

1. 京都市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿 40
2. 指針の改定作業経過 40
3. 用語解説 41

第1章

京・地域福祉 推進指針について

1 本市の地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる様々な福祉課題の解決や住民一人ひとりの生きがいや活躍の場の創出に向け、地域のことを最もよく知っている「住民」自らが手立てを考え、世代や分野・属性に捉われず、行政や地域の多様な主体と共に取組を展開することで、地域の知恵と力を結集して生み出され、前進していくものといえます。また、単に課題を解決するだけではなく、住民が集い、活動することで住民同士のつながりが強くなり、地域コミュニティが活性化し、つまり同時に「まちの活性化」に結び付く可能性も大いに含んでいます。

「地域」で生じる様々な福祉課題に対して、住民や関係機関、行政等が、それぞれに活動するだけではなく、多くの住民参加の下、地域の多様な主体が世代や分野・属性を超えてつながり、地域の課題を共有し、それぞれの強みをいかしながら協働すると、課題の解決や地域の活性化に向け、大きな力を生み出すことができます。

そして、こうした協働の取組を通じて、支援を必要とする方の存在に地域が「気づき」、行政や関係機関に「つながり」、地域全体で「支える」ことで、更に暮らしやすい地域をつくることができます。

本市では、分野ごとの計画に基づき、サービスの内容・種類の拡充や相談支援体制の整備に取り組むとともに、住民の主体的な取組を支えるための様々な施策や事業を進めてきました。今後も、それら分野ごとの施策が地域で効果的に展開され、住民の生活が一層充実したものになるよう、取組を進めていく必要があります。

また、地域で生じる福祉課題は、単一の分野のサービスによって解決できるものとは限りません。近年の家族形態や雇用形態の変化、そして私たちの社会生活を一変させたコロナ禍によるつながりの希薄化等により、課題の複雑化・複合化はますます進んでいる状況です。

本市では、そうした課題に対して、分野を横断した重層的な支援を展開する体制の充実を進めるとともに、地域住民を主体として、多くの人が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考えや想いの下、「優しさのあふれる」協働の取組を推進していきます。

「京都の地域力」=京都の強み!

京都は、古くは町衆の登場から始まり、明治2年には、全国初の学区制小学校「番組小学校」が創設されて以降、学区単位の地域コミュニティが全国に先駆けて成立し、今も「元学区」として、脈々と引き継がれています。番組小学校は、学校の機能だけでなく、徴税、戸籍、消防、警察などの機能も設置されたほか、自治会・町内会の拠点にもなっていました。

この番組小学校の建設、運営費には、子どもがいる、いないに関わらず、家の中の「かまど」の数に応じて地域の方々がお金を出し合った「かまどせん」が充てられ、地域ぐるみで子ども達を育てるという精神が培われ、現在まで「京都の地域力」として受け継がれています。



日本最初の小学校

2 指針が目指す姿

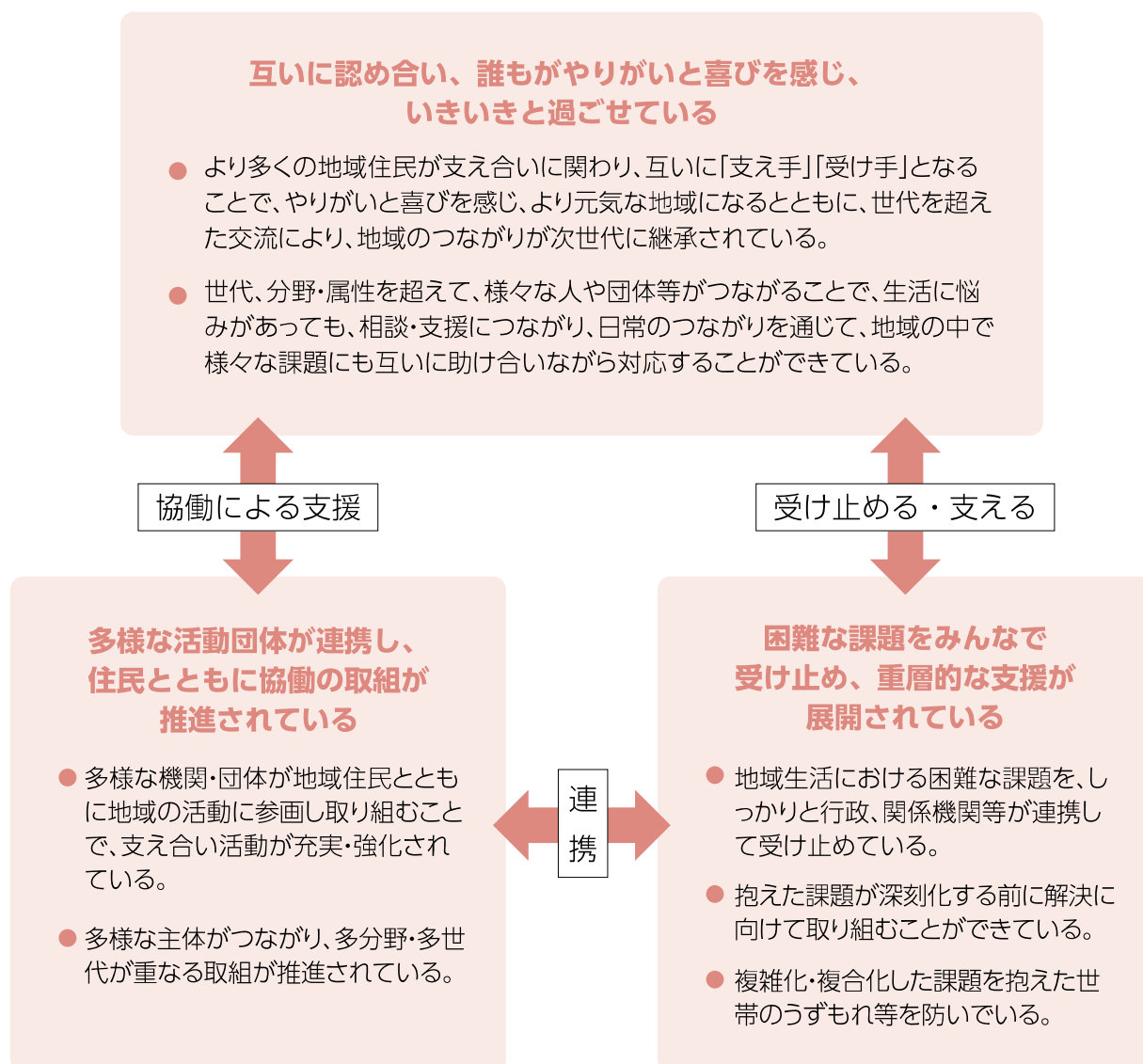
「京・地域福祉推進指針」は、地域福祉が基本とする住民主体の取組を更に充実させるとともに、各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指し示すものです。

平成31(2019)年3月に策定した前指針の基本理念を引き継ぎ、本指針においても、京都の住民自治の伝統の下「文化」として根付く「地域力」をいかし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会（**地域共生社会**）を目指しています。

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

この基本理念の実現に向け、今後本市が目指す3つの姿を掲げます。



3 指針の位置付け

本指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取り組む京都ならではの共生の文化を推進するために策定するものであり、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置付けます。



市町村地域福祉計画

市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定めることとされています。

<社会福祉法(抜粋)>

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

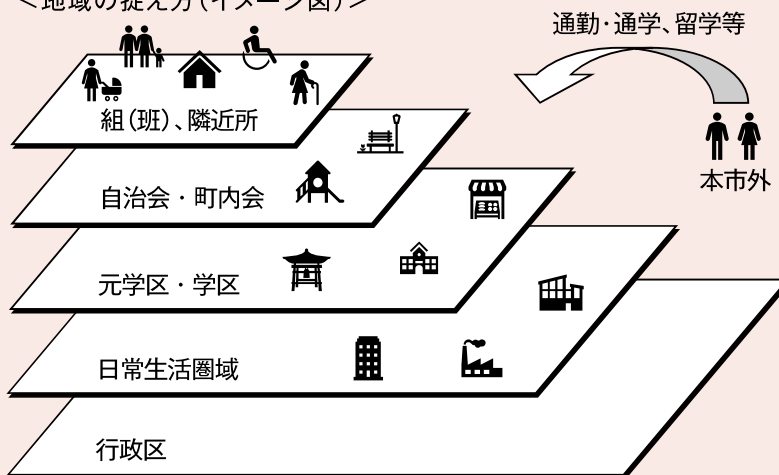
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



地域

指針では、「地域」を一律のものではなく、「隣近所」から広くはおおむね「行政区」まで、その活動に応じて柔軟に、また、層が重なり合ったものとして捉えています。

<地域の捉え方(イメージ図)>



社会福祉法改正の概要

子ども、高齢者、障害のある方など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現に向けて、平成30年4月1日施行の社会福祉法の改正において、地域の課題解決に向けた支援が、地域住民や福祉の関係機関の連携の下で包括的に提供されることを目指す、**包括的な支援体制の整備**が市町村の努力義務とされました。

さらに、令和3年4月1日施行の社会福祉法の改正において、包括的な支援体制を整備するための具体的な事業として「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました。

包括的な支援体制の整備と

(社会福祉法第106条の3)

重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条 第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条 第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

(資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室)

解説



重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業」とは、高齢、障害、子ども、生活困窮など従来の分野・属性別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した福祉課題や支援ニーズにきめ細やかに対応するため、市町村において、既存の支援体制や取組をいかながら、**分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、**「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することにより、**包括的な支援体制を整備すること**を目的とした事業です。

(資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室、一部改変)

3つの支援を一体的に実施



本市

本市における重層的支援体制

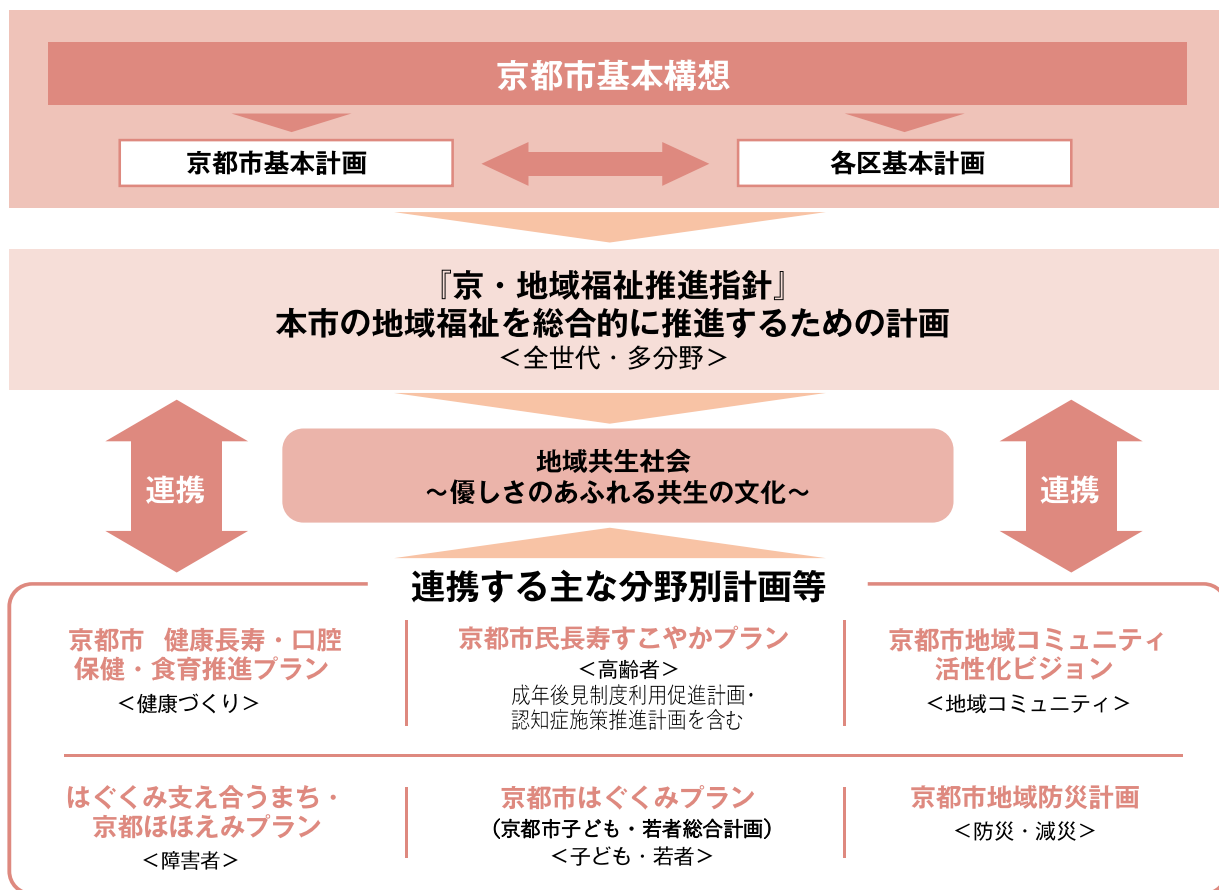
高齢、障害、子ども、生活困窮など福祉分野ごとに相談支援体制が体系的に整備されていることに加え、地域あんしん支援員設置事業など福祉分野を横断して制度の狭間を埋める伴走型の支援体制も構築しています。また、地域づくりの取組としても、地域の多様な主体によって分野・属性を超えた多様な地域福祉活動が行われつつあるなど、本市では、重層的支援体制整備事業で求められている役割や機能を既に多くの部分で備えています。

しかしながら、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加する中、分野を超えた支援関係機関が今まで以上に連携・協働して支援を行うことが求められています。

また、地域や人と人とのつながりが希薄化する中、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境を整備し、緩やかなつながりによって見守るセーフティネットの強化を図る必要があります。 P33

4 本市の総合計画や他の分野別計画等との関係性

本指針は、京都市基本計画の分野別計画の一つとして策定するとともに、支援を必要とする対象者の属性に応じた各分野別計画等に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものであり、レジリエント・シティの実現や、国際目標であるSDGsの達成にも積極的に貢献します。



解説



レジリエント・シティ

自然災害や人口減少などの様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、より強靱になっていく都市を意味します。本市では、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市を目指して、レジリエンスの理念を政策に反映し、実行していくための取組指針を策定しています。

SDGs (エスディージーズ)

「誰一人取り残さない」ことを基本理念に、国連において、2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発目標」。

「すべての人に健康と福祉を」「パートナーシップで目標を達成しよう」等の17の目標で構成されています。



第2章

本市の地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計資料

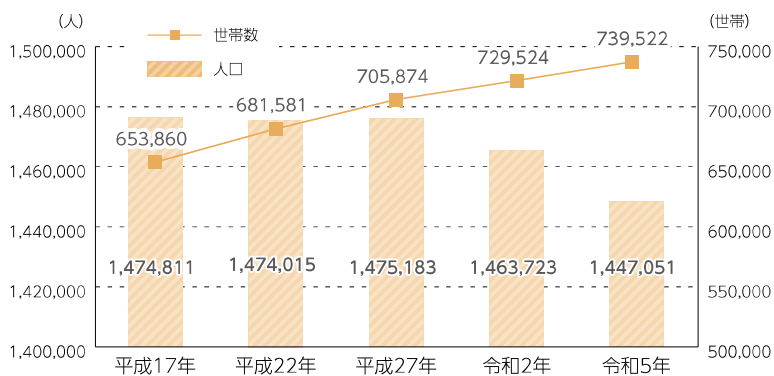
① 市内人口及び世帯数、家族形態に関するデータ

本市の人口は近年減少していますが、世帯数は増加し、世帯規模は縮小の傾向にあり、単独世帯数は増加し続けています。

① 市内人口及び世帯数の推移(京都市)

1世帯あたりの人員

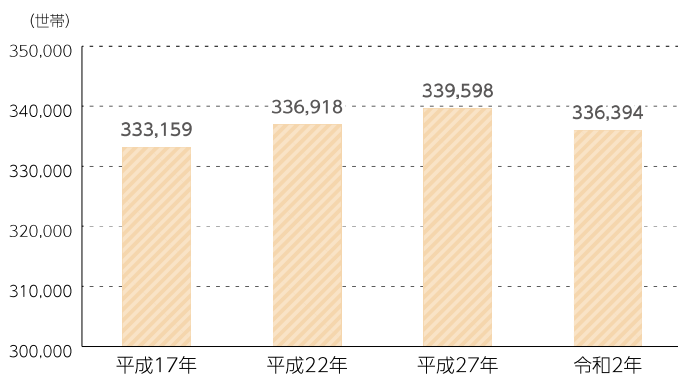
- ・平成17年 2.24人
- ・平成22年 2.13人
- ・平成27年 2.05人
- ・令和 2年 1.97人



資料:平成17～令和2年…国勢調査

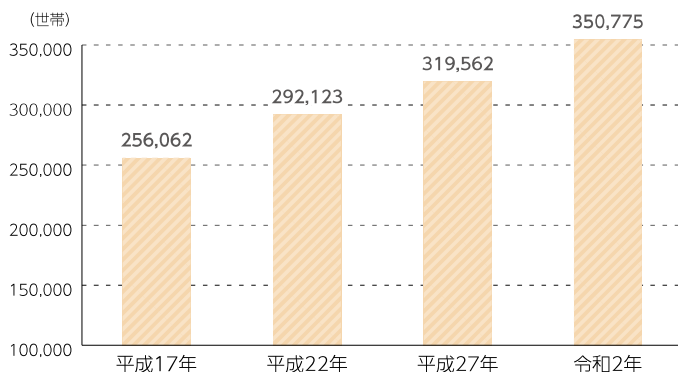
令和5年…令和2年国勢調査の結果をもとにした1月1日時点推計

② 核家族世帯数の推移(京都市)



資料:国勢調査

③ 単独世帯数の推移(京都市)

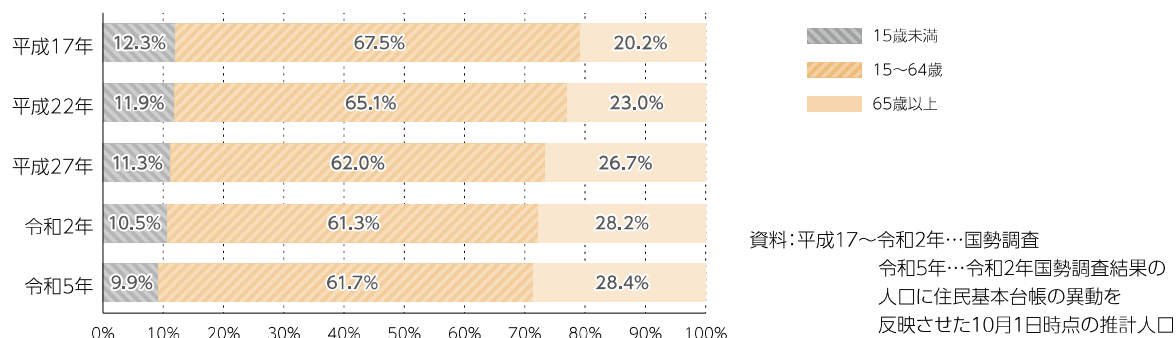


資料:国勢調査

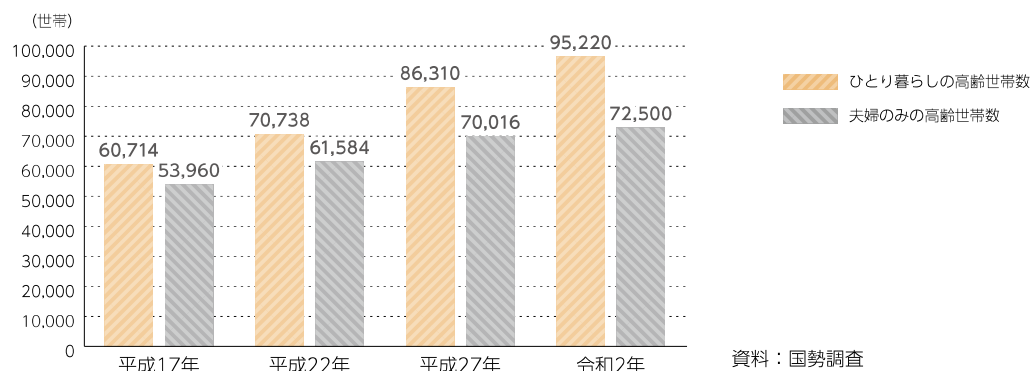
2 高齢化に関するデータ

15歳未満及び15～64歳の人口割合が低下する一方で、65歳以上人口の割合は上昇しており、65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数、高齢夫婦世帯数及び要支援・要介護認定者数が増加しています。また、本市における平均寿命は、男女ともに伸びています。

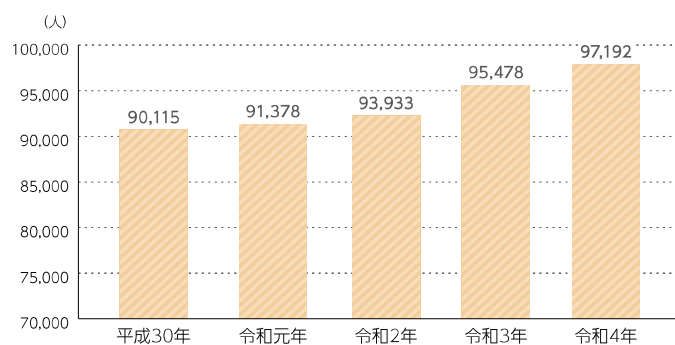
① 年齢3区分別人口の比率の推移(京都市)



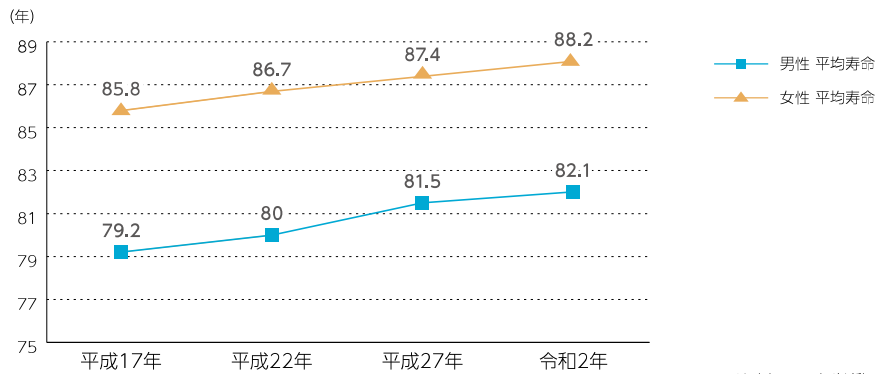
② 65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数・高齢夫婦世帯数の推移(京都市)



③ 要支援・要介護認定者数の推移(京都市)



④ 男女別の平均寿命の推移(京都市)

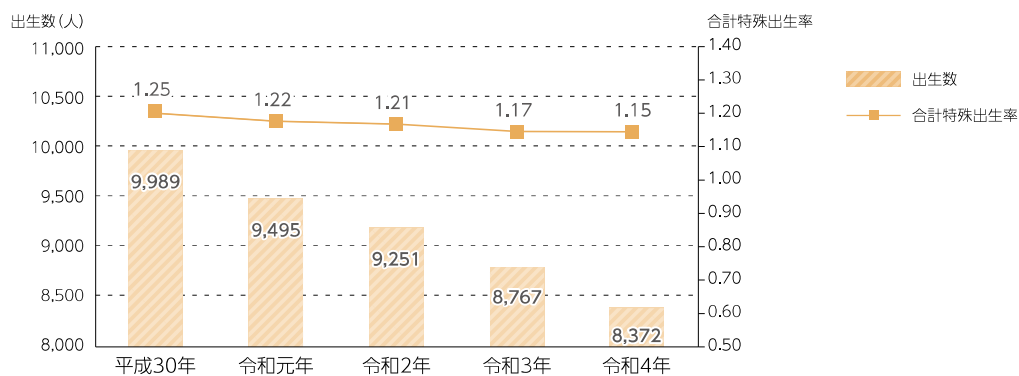


資料：厚生労働省 市区町村別生命表

3 少子化に関するデータ

出生数は減少しており、合計特殊出生率も低下しています。

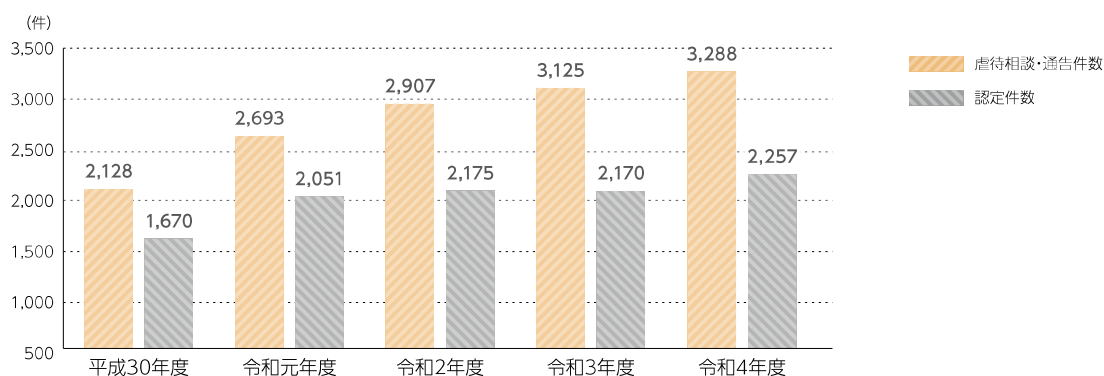
出生数及び合計特殊出生率の推移(京都市)



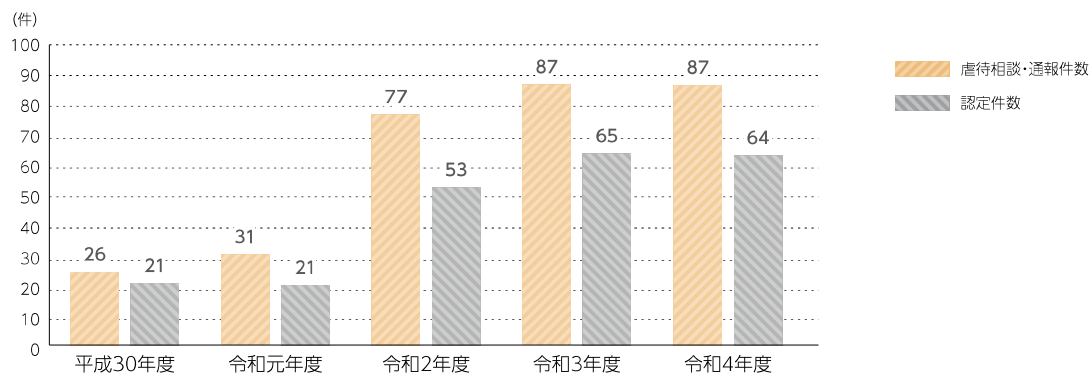
4 虐待相談・通告等に関するデータ

児童及び障害者の虐待相談・通告等の件数及び認定件数は増加傾向にあり、高齢者の虐待相談・通報件数及び認定件数はほぼ横ばいの状態にあります。

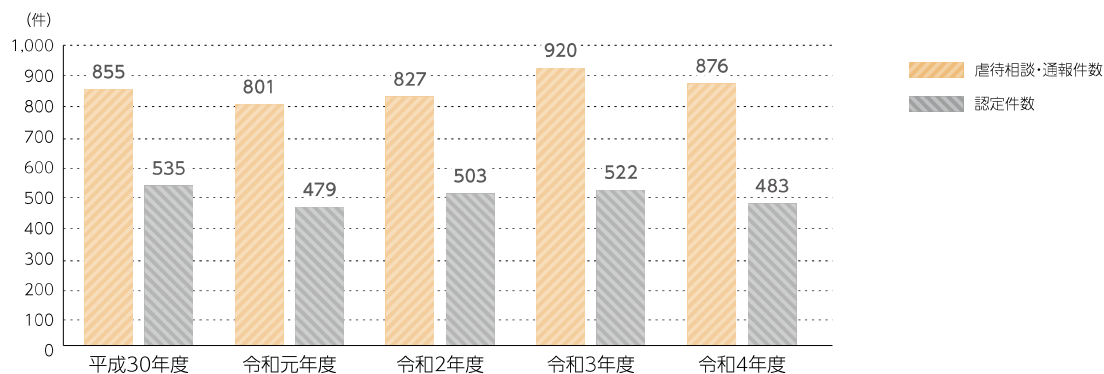
① 児童虐待相談・通告件数及び認定件数の推移(京都市)



② 障害者虐待相談・通報件数及び認定件数の推移(京都市)



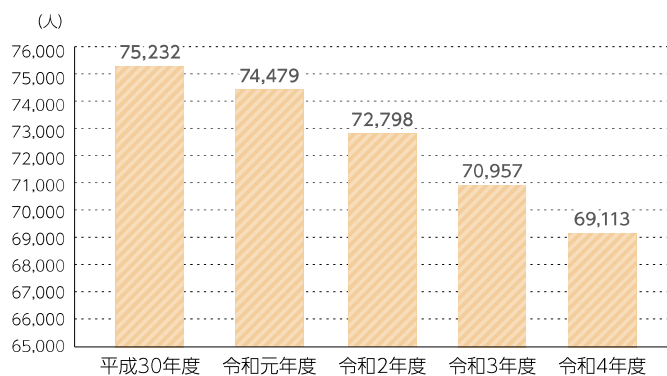
③ 高齢者虐待相談・通報件数及び認定件数の推移(京都市)



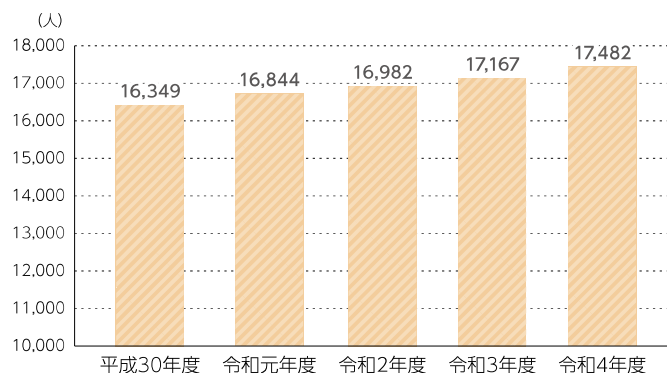
⑤ 障害のある方に関するデータ

身体障害者手帳の交付者数は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加しています。

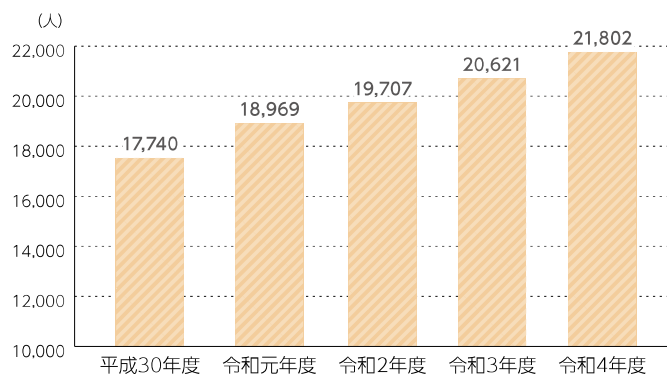
① 身体障害者手帳交付者数の推移(京都市)



② 療育手帳交付者数の推移(京都市)



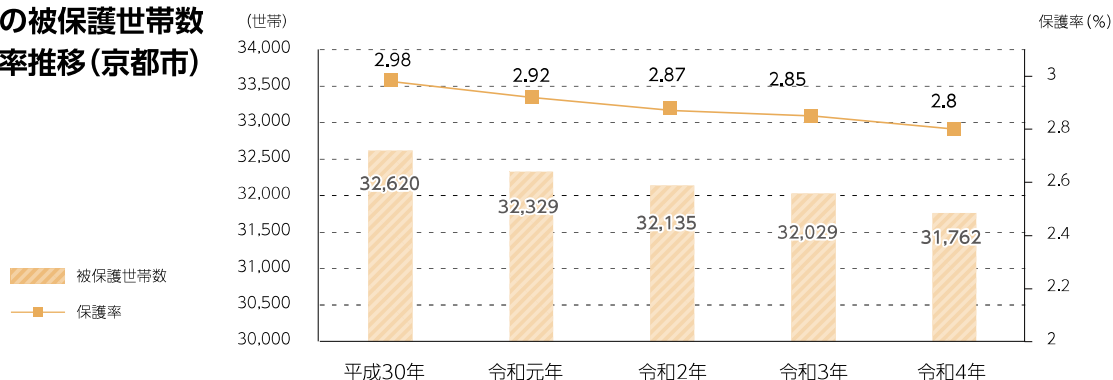
③ 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(京都市)



6 生活困窮に関するデータ

本市の生活保護の被保護世帯数は減少傾向、保護率は低下傾向にあります。新型コロナの影響を受けた生活困窮者に対しては、生活福祉資金貸付や住居確保給付金等の支援を行いました。

生活保護の被保護世帯数 及び保護率推移(京都市)



参考:新型コロナに伴う生活困窮者支援策

(件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新型コロナに伴う 生活福祉資金	緊急小口資金貸付・給付件数	—	19,150	6,855	1,394
	総合支援資金貸付・給付	—	31,019	23,365	1,371
住居確保給付金支給決定件数		39	3,219	2,410	1,121
新型コロナ生活困窮者自立支援金支給決定件数		—	—	4,947	1,298

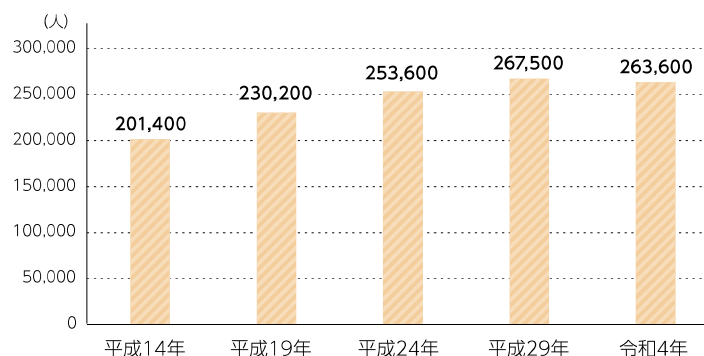
新型コロナに伴う生活福祉資金、住居確保給付金の申請受理及び事務処理は、市社会福祉協議会において実施。

新型コロナに伴う生活福祉資金は令和4年9月末まで申請受付、新型コロナ生活困窮者自立支援金は令和4年12月末まで申請受付。

7 雇用形態に関するデータ

非正規雇用者数は、これまでの間、増加傾向にありましたが、令和4年は若干減少しました。

非正規雇用者数の推移(京都市)

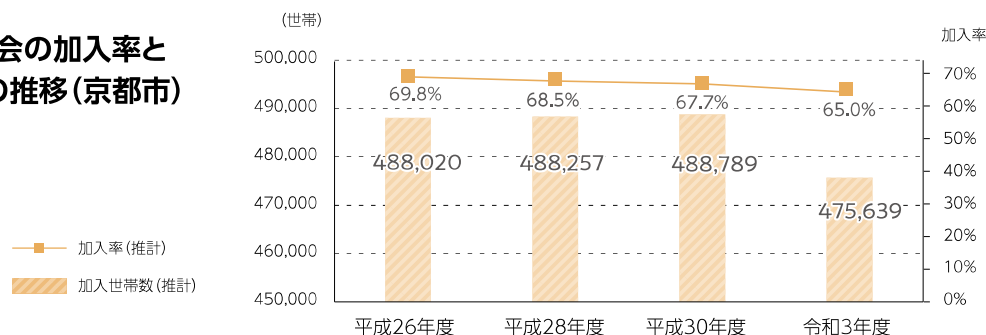


資料：総務省統計局 就業構造基本統計

8 自治会・町内会に関するデータ

自治会・町内会の推計加入率は低下傾向にあり、推計加入世帯数も令和3年度に初めて減少に転じました。

自治会・町内会の加入率と加入世帯数の推移(京都市)

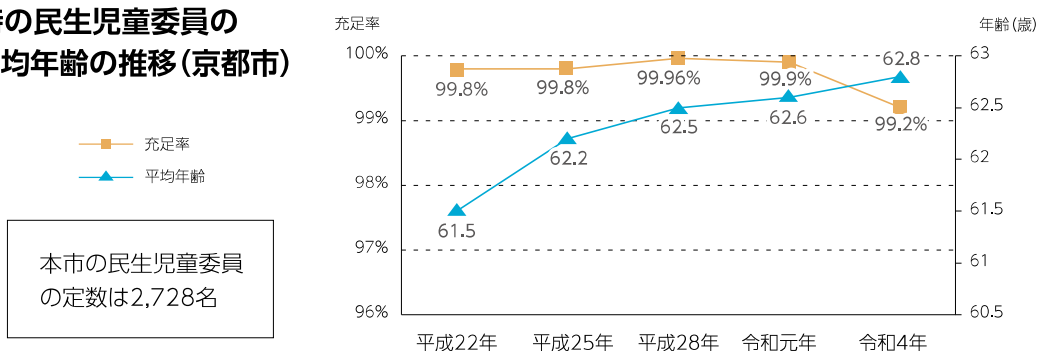


資料：京都市 令和3年度自治会・町内会アンケート報告書

9 民生児童委員に関するデータ

本市は高い充足率を維持していますが、直近の一斉改選では低下しました。また、委員の平均年齢が上昇し、高齢化が進んでいます。

一斉改選時の民生児童委員の充足率と平均年齢の推移(京都市)

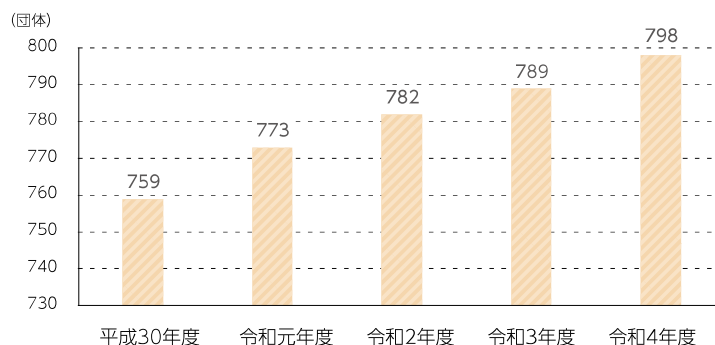


本市の民生児童委員
の定数は2,728名

10 ボランティア活動に関するデータ

各年度末時点で登録されている団体数は、年々増加しています。

京都市福祉ボランティアセンターに登録されている団体数の推移(京都市)



2 コロナ禍の影響に関連するアンケート調査資料

1 高齢者を対象にした健康等に関する調査 (京都市 すこやかアンケート調査)

令和元年度と令和4年度を比較すると、外出の機会が減っている方の割合が10ポイント以上増加しました。主観的健康観についても「よい」と回答している方の割合が低下しました。また、地域づくり活動については、「参加したくない」と回答している方の割合が上昇しました。

○外出についてのアンケート調査結果

質問項目	令和元年度	令和4年度	増減
昨年と比べて外出の機会が減っている方の割合	28.0 %	38.2 %	+10.2pt

○主観的健康(現在の健康状態)についてのアンケート調査

質問項目	令和元年度	令和4年度	増減
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観(現在の健康状態)について「よい」と回答している方の割合	73.3 %	71.0 %	△ 2.3pt

○地域づくり活動への参加についてのアンケート調査

(地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループ活動について)

質問項目	令和元年度	令和4年度	増減
参加者として「参加したくない」と回答している方の割合	32.6 %	36.2 %	+ 3.6pt
企画・運営者として「参加したくない」と回答している方の割合	51.3 %	55.5 %	+ 4.2pt

2 人や社会とのつながりに関する調査

(京都市 健康づくり・口腔保健・食育に関するアンケート調査)

令和3年度の調査ではコロナ禍の影響を受け、8割近くが社会活動に参加していない又は控えていると回答していましたが、令和5年度の調査では、「参加している」が10.5ポイント増加、「コロナ禍だから参加していない」が6.6ポイント減少し、地域活動の回復の兆しが見られました。

○社会活動への参加

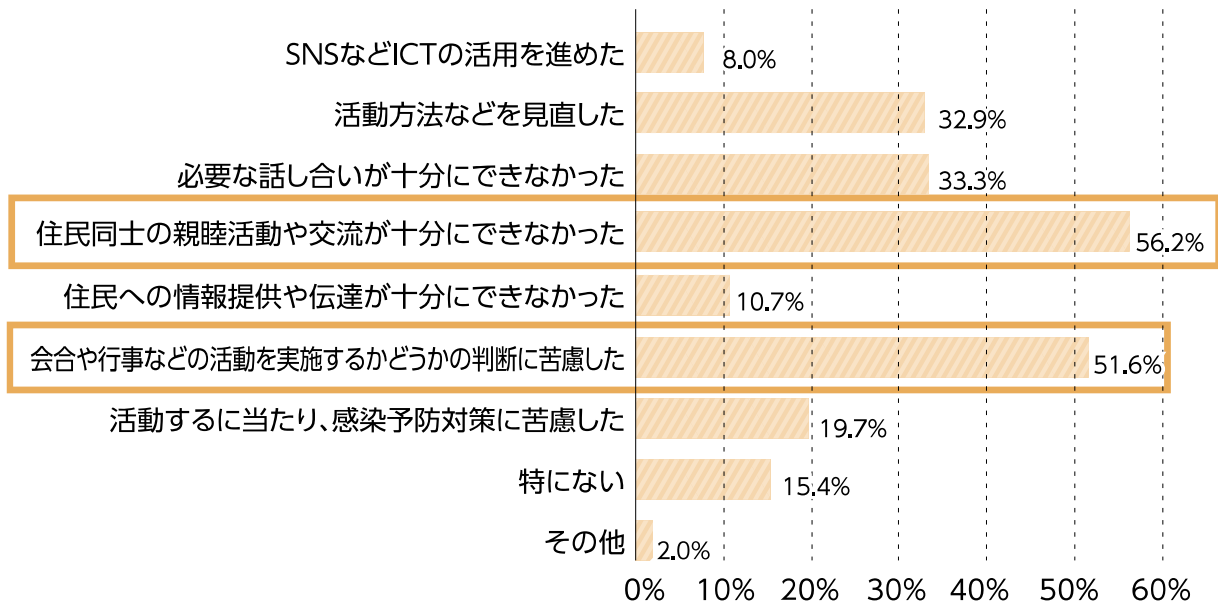
回答	令和元年度	令和3年度	令和5年度
参加している	49.4 %	19.6 %	30.1 %
コロナ禍だから参加していない	—	15.7 %	9.1 %
参加していない (コロナ禍になる前から参加していない)	47.4 %	59.8 %	57.4 %
無回答・無効	3.2 %	4.9 %	3.4 %

3 コロナ禍の町内会の活動について

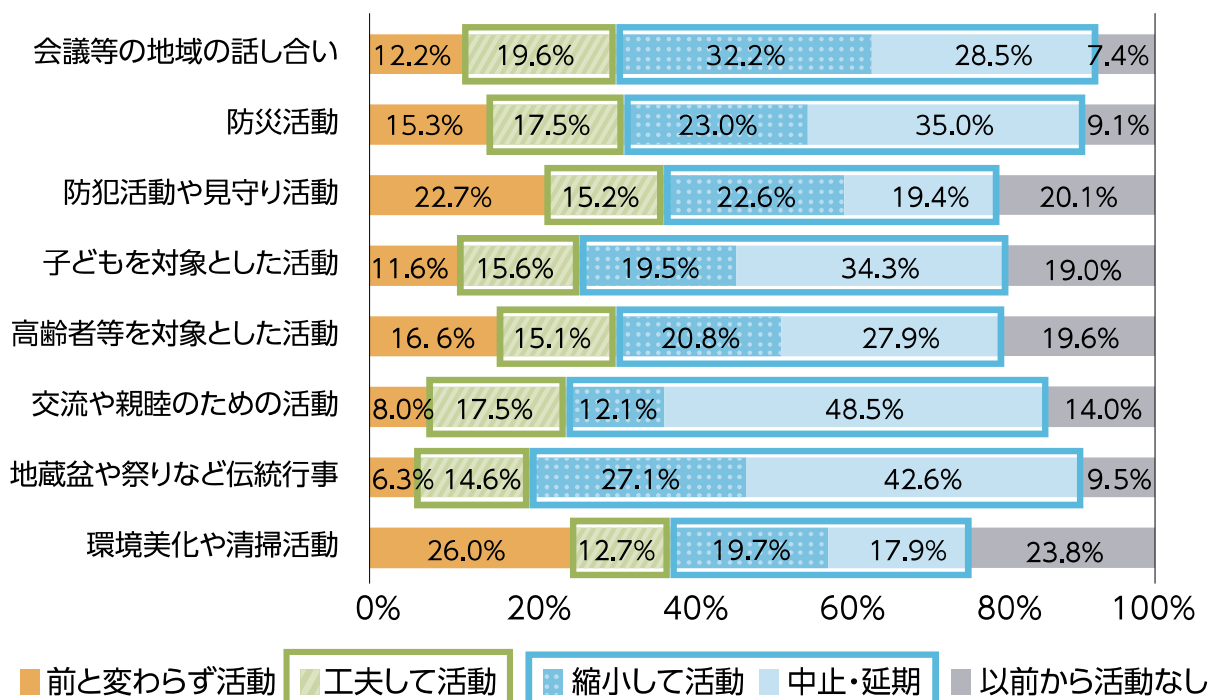
(京都市 令和3年度自治会・町内会アンケート報告書)

コロナ禍により、住民同士の親睦や交流が十分にできなかった、会合や行事の実施判断に苦慮したという回答の割合が多い一方で、コロナ禍を機にICTの活用や活動方法の見直しなど工夫して地域活動を継続したという回答も見られました。

○コロナ禍の活動の振り返りについて



○コロナ禍での活動状況について



3

新たに顕在化してきた福祉課題等に関する統計

本市では、新たに顕在化してきた福祉課題等に対し、実態調査を行い、先駆的に施策を実施してきました。今後も、複雑化・複合化する地域住民の福祉課題や支援ニーズに対し、地域とともに、包括的に対応していく必要があります。

1 孤独・孤立に関するデータ (京都市「孤独・孤立」実態調査アンケート)

孤独・孤立に陥るきっかけは、本人の心身に関することや家庭に関することが90%を超えています。解決しない要因として、身近に相談できる者又は場所がないことや心身の不調、問題が表面化しない要因として、必要な情報が行き届いていないことやネットワークがない又は弱いことが多い状況にあります。また、対応に苦慮する理由として、課題が複雑化・複合化している場合が多く、改善には支援関係機関同士の連携強化等が求められています。

○孤独・孤立に陥るきっかけ

・ 本人の心身に関すること	95%
・ 家庭に関すること	91%
・ 地域との関係	64%
・ 仕事に関すること	62%

○解決しない要因

・ 身近に相談できる者又は場所がない	86%
・ 心身の不調	86%
・ 自らの悩みや課題が整理できない又は課題認識がなく、自発的に相談されることがない	77%
・ 相談先がわからない	76%

○問題が表面化しない要因

・ 社会参加や支援を求めた時に、必要な情報が行き届いていない	71%
・ 地域での気づきや見守るネットワークがない又は弱い	70%
・ 支援を要する方々を把握する術がない又は弱い	65%

○対応に苦慮する理由

・ 課題が複雑・複合化している	74%
・ 対応できる施策・制度がない	46%

○改善に向けて必要なこと

・ 他の支援団体との連携強化	51%
・ 社会や地域の理解	43%
・ 支援団体に対する支援施策や他の支援機関に係る情報提供	39%

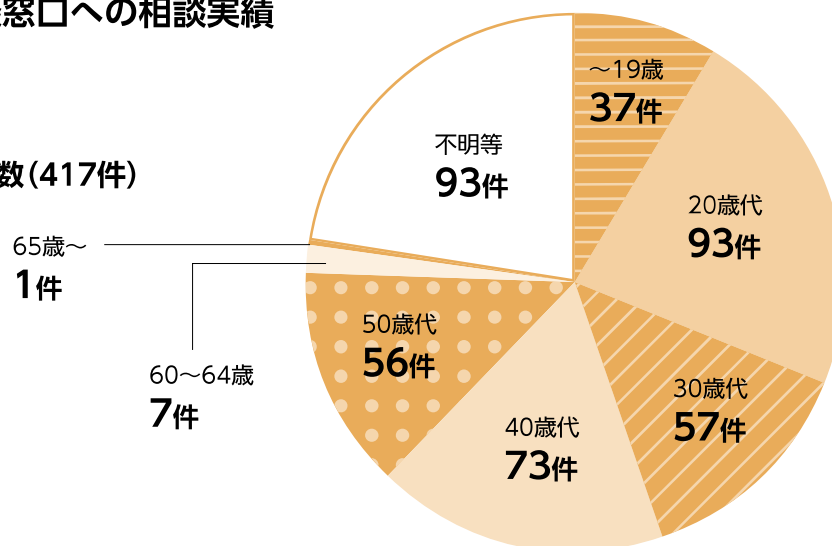
※複数回答あり

2 ひきこもりに関するデータ

ひきこもりに関する相談件数は、令和4年4月～令和5年3月までの1年間で417件あり、令和元年度(307件)と比較すると、約1.4倍に増えています。このうち、40歳代以上の方に関する相談は137件(32.9%)で、令和元年度(39件)と比較すると件数は約3.5倍になっており、中高年のひきこもり支援のニーズが高まっています。

○令和4年度京都市 ひきこもり相談窓口への相談実績

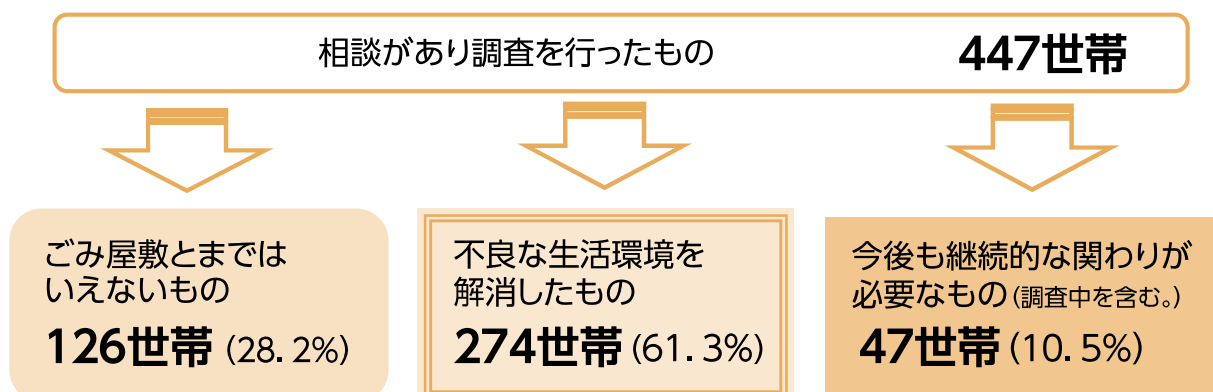
図:当事者本人の
年齢別相談件数(417件)



3 不良な生活環境(いわゆるごみ屋敷)に関するデータ

相談があり調査を行った447世帯のうち、274世帯(61.3%)については、具体的な支援につながり、ごみ屋敷を解消しています。一方、47世帯(10.5%)については、状況把握や信頼関係の構築を行うなどしながら、今後も寄り添い支援の実施により解消に向けて継続的に取り組む必要があります。

○不良な生活環境(いわゆるごみ屋敷)を解消するための取組実績 (平成26年11月～令和5年3月末まで)



第3章

改定の背景・方向性

1 前指針の取組状況

平成31(2019)年3月に策定した「京・地域福祉推進指針」においては、家族形態の変化、雇用形態の変化等により、地域の課題の複雑化、多様化が進む中、「**京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する**」を基本理念に、課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくりに取り組んでいくことが重要であるとし、取組の方向性を明確にするために、2つの重点目標を設定し、取組を進めてきました。

前指針(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)のまとめ

重点目標1

地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

推進項目1

住民同士の支え合い活動の促進
～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

推進項目2

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

重点目標2

行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

推進項目3

困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

<主な取組と成果>

○福祉のまちづくり体制整備事業の開始(令和元年4月)

区地域福祉推進委員会の取組を充実・強化。地域課題やニーズ、先進事例の把握、共有、発信等を行い、多様な主体の連携・協働により地域活動が活性化。

○新型コロナに伴う生活困窮者支援策を実施(令和2年3月)

社会福祉協議会との協働による生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金等の実施により、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者への支援に対応。

○地域あんしん支援員を2名増員、全区役所・支所単位での配置を実現(令和2年6月)

制度の狭間や支援拒否、複雑化・複合化した課題等を抱える方への支援体制を充実。

○ひきこもり支援体制の再構築(令和2年8月)

各区役所・支所の体制を強化(寄り添い支援係長を配置)し、全年齢型相談窓口の再編・設置、よりそい支援員の配置など、丁寧な伴走型支援を展開。

○再犯防止推進計画を策定し、重点推進施策を中心に取組を推進(令和3年3月)

刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員の設置により、刑事司法関係機関等と福祉関係機関等の顔の見える関係づくり等や、再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発を推進。

○地域における見守り活動促進事業の強化(令和3年12月)

「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定し、避難行動要支援者名簿の作成、協定締結団体への提供により、避難行動要支援者に対する支援を強化。

○関係団体と「孤独・孤立に関する連携協定」を締結(令和4年9月)

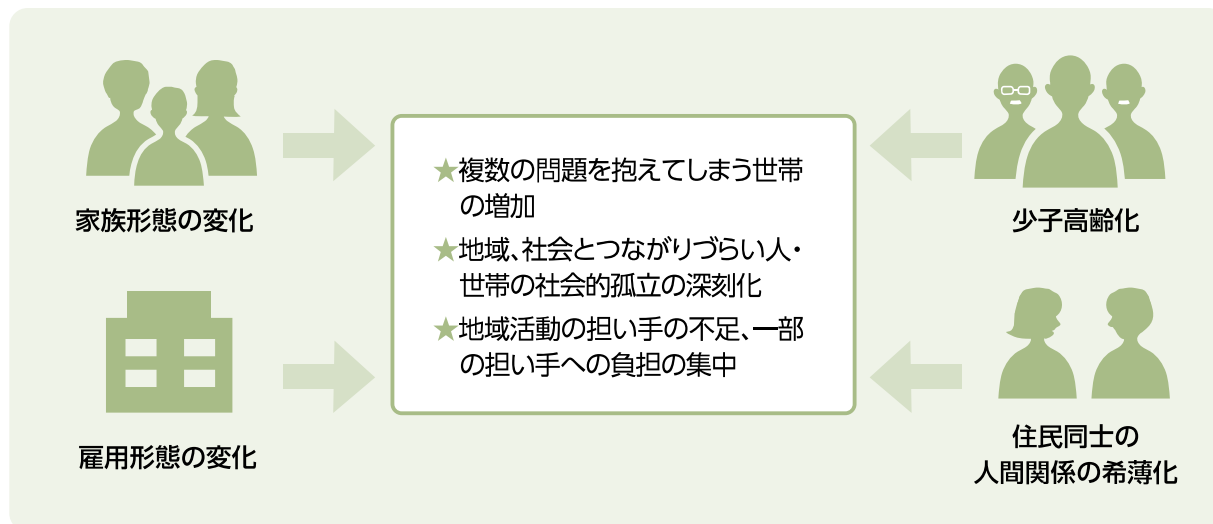
関係機関・団体等のネットワークの構築を推進。スマートフォン等で質問に答えることで、チャットボットにより支援制度や窓口を案内する「京都市版 心悩みハンドブック」の運用を開始するなど、孤独・孤立に関する課題を抱えた方を支援する取組を展開。

○地域の見守りやサロン活動など地域活動の推進

コロナ禍においても、地域で、民生児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会、NPO等の地域の関係者等による見守りやサロン活動など、「気づき・つながり・支える」取組を推進。

2 本指針策定に向けた視点

＜平成30(2018)年度 前指針策定時の課題意識＞



前指針の下、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上や、行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化を着実に推進してきました。一方、世帯構造や家族形態の変化、コロナ禍による地域や人間関係のつながりの希薄化等により、地域住民が直面する福祉課題の複雑化・複合化は進んでいます。そのような中、課題を抱えた方が自ら声を上げられずに地域や社会から孤立し、事態が深刻化することが危惧されています。

第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況のデータ(P6～16)から、世帯規模の縮小、少子高齢化の進行、児童虐待件数の増加、精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加、自治会・町内会の加入率の低下等の状況が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、本市が先駆的に取り組んできた制度の狭間を埋める支援施策や、身近な地域における地域活動の推進など、これまでの取組を引き続き推進するとともに、孤独・孤立、ヤングケアラー、8050問題等、社会が変化する中で顕在化してきた地域住民の様々な福祉課題に対しても、的確に対応していく必要があります。

方向性

前指針で設定した「基本理念」、「重点目標」、「推進項目」は、本市の住民主体の取組を更に充実させるとともに各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指し示すものであることから、本指針においても基本的に方向性は維持したうえで、取組の内容を充実し、引き続き推進します。

また、複雑化・複合化が進む地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、支援する必要性が高まっていることから、新たに「重層的支援体制の推進」を本指針に位置付け、行政・支援関係機関・地域の連携の下、一層効果的な支援が展開できるよう、取組を強化する内容とします。

第4章 指針の体系

1 基本理念、重点目標、推進項目

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

基本理念の実現に向け、本市が目指す3つの姿を踏まえ、2つの重点目標を推進していくため、地域住民、関係機関、行政が連携・協働して取り組んでいく方向性として、以下のとおり推進項目、取組項目を設定します。

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

○推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合いの活動を一層促進し、行政や関係機関等を含めた地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進めます。

【主な取組項目】

- | | | | |
|-------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| ① 互いに認め合う地域づくりの促進 | ② 地域福祉活動への支援、市民参加の促進 | ③ 地域における健康づくりの取組の推進 | ④ 地域における子育て支援の推進 |
| ⑤ 見守り・相談支援活動の促進 | ⑥ 居場所づくり、社会参加の取組の推進 | ⑦ 地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化 | ⑧ 地域コミュニティ活性化の取組との連携 |
| ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実 | | | |

○推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し、協働して取り組むことで、地域における支え合いの活動の充実・強化を図ります。

【主な取組項目】

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化 | ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進 | ③ 多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進 |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

○推進項目3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・支援関係機関等が連携して受け止め、解決に向けて行政の下に支援関係機関等が連携して支援する重層的支援体制の充実を図ります。

【主な取組項目】

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ① 「重層的支援体制」の推進 | ② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実 |
|----------------|---------------------------|

2

指針が目指す地域のイメージ

推進項目1

住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

1 互いに認め合う地域づくりの促進

- 高齢者、障害のある方、子ども、外国籍の方など、年齢や性、文化を超えて、それぞれの多様性や人権を尊重し合う福祉教育の促進
- 幅広い世代の地域住民に対する、福祉や地域活動への理解の促進

2 地域福祉活動への支援、市民参加の促進

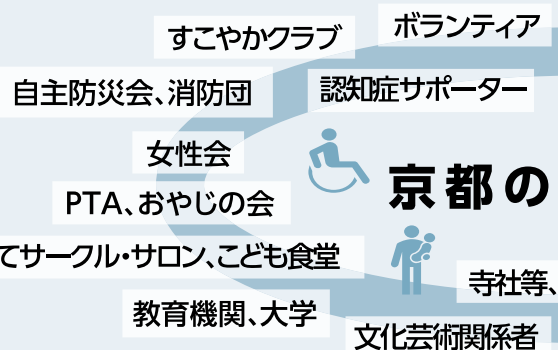
- 市社協・区社協、福祉ボランティアセンター等による地域福祉活動・ボランティア活動の支援の促進
- 子育て期、就業期からの地域活動への参加を通じた、「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
- 高齢者、障害のある方の社会参加の促進

3 地域における健康づくりの取組の推進

- 地域住民等の主体的な健康づくりの取組等を通じた住民同士のつながりの促進
- 「健康長寿のまち・京都」の推進

4 地域における子育て支援の推進

- 子育て情報を知らせる、子育て支援の仲間を増やす・つながりを広げる取組の推進
- 多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりを推進



目指す姿

- より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「支え手」「受け手」となることで、やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になるとともに世代を超えた交流により、地域のつながりが次世代に継承されている。

推進項目2

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

2 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

- 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携

1 区地域福祉推進委員会の取組

- 地域の課題・ニーズ、活動事例の共有や、多機会の展開による地域福祉活動の活性化や

地域における支え

区地域福祉推進委員会
＜構成＞民生児童委員、学区社協、社会福

推進項目3

困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実

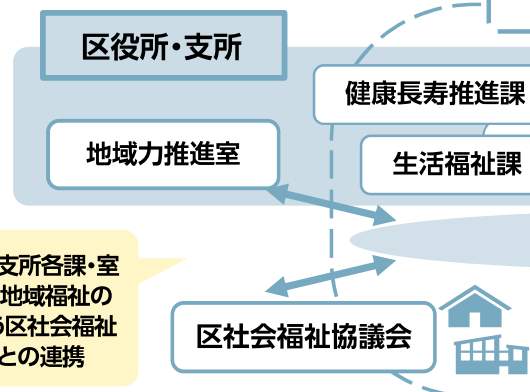
1 「重層的支援体制」の推進

- 分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的実施

目指す姿

- 困難な課題をしっかりと行政、関係機関等が連携して受け止めている。
- 抱えた課題が深刻化する前に解決に向けて取り組むことができる。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯のうずもれ等を防いでいる。

各区役所・支所各課・室の連携と、地域福祉の推進を担う区社会福祉協議会との連携



3 指針の取組項目

重点目標

1

地域における 「気づき・つながり・支える」力の向上

○推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

【主な取組項目】

1 互いに認め合う地域づくりの促進

地域には、高齢者、障害のある方、子ども、外国籍の方など、年齢や性、また文化や生活の背景が異なる方々が暮らしています。地域福祉の取組を進めるに当たっては、それぞれの多様性を認め合い、つながりを持って、支え合いながら暮らしていくことが大切です。

一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく過ごすことができる地域づくりを進めており、引き続き、人権に関わる課題の解消に向けて、各部局が連携して取り組むとともに、子どもから高齢者まで広く、全ての地域住民に対し、福祉や地域活動への理解が深まるよう、福祉教育等の取組を促進していきます。

解説



福祉教育

全ての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合うことを学び、共に生きる力を育むものです。

京都市福祉ボランティアセンターや各区社会福祉協議会では、福祉施設や当事者団体、関係機関・団体との連携の下、学校や地域において福祉教育の普及に取り組んでいます。

補
場

本市では、平成28年3月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を制定するほか、「京都市人権文化推進計画」(令和2年3月改訂)において、多様な性の在り方への理解促進や、刑を終えて更生を目指す人の社会復帰を促進する取組の推進について、単独の「重要課題」に位置付け、内容を充実するなど、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちづくりに向け取組を進めています。

2 地域福祉活動への支援、市民参加の促進

より多くの地域住民が、ボランティア活動等の地域福祉活動に関心を持ち、参加していただくとともに、ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体が、継続的で自走型の活動につながるよう、京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等による支援活動やふるさと納税型クラウドファンディング等の活用による幅広い寄付募集を通じた地域の福祉団体への活動支援など、支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

また、仕事と家庭生活の調和だけでなく、自治会やPTAの地域活動や社会貢献活動等に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進することで、子育て期、就業期から地域とつながり、誰もが「生きがい」と「やりがい」を持って、暮らすことのできる地域づくりを進めます。

さらに、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮できる短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業、すこやかクラブ京都(老人クラブ)によるボランティア活動、認知症サポーターをはじめとした地域住民等と認知症の方・家族の支援ニーズをつなぐ仕組み「チームオレンジ」の設置等、幅広い世代の社会参加を一層促進していきます。また、障害のある方が、自らの意思と選択によって、社会的活動に参加できるよう、障害のある方への活動参加への意欲を高めるための啓発、社会的活動に参加しやすい環境の整備、同じ障害のある方が相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに支え合う活動を推進していきます。

こうした取組を通じて、地域社会において「支え手」「受け手」という関係を超えた、地域全体で支え合う体制づくりに向け取組を進めていきます。

解説



ふるさと納税型クラウドファンディング

自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングであり、自治体が抱える問題の解決のため、寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄付を募る仕組みです。

解説



チームオレンジの取組

長寿すこやかセンターにコーディネーター1名を配置し、認知症の方の思いを基に、本人・家族と認知症サポーターをはじめとした地域住民等をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を構築し、本人・家族とともに社会参加の場や地域づくりを進めています。

(取組事例①)

認知症カフェに集う本人・家族、認知症サポーター等がチームとなり、お出かけ企画や学生とのコラボによる啓発活動などを実施しています。

(取組事例②)

「もっと地域とつながりたい」「地域に貢献したい」という本人の声をきっかけに、地域の認知症サポーターや専門職、ボランティア団体がつながり、本人の自宅を地域の交流拠点として様々な活動やイベントを展開しています。

3 地域における健康づくりの取組の推進

地域住民や関係機関・団体、行政が取り組む健康づくりの取組は、自身の健康のみならず、日頃の地域での活動を通じて、住民同士がつながり、互いに顔が見える関係ができるなど、地域づくりにつながります。

また、地域づくりを通じた、人と人、人と社会のつながりは、心身の健康に良い影響を与えるため、健康づくりにとっても重要な要素となります。

こうした市民の健康づくりを支えていくため、区役所・支所保健福祉センターによる健康課題及び地域ニーズに応じた健康づくりに関する事業や、市内12か所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発や活動支援など、本市や関係機関・団体等が連携して「健康長寿のまち・京都」の環境づくりを進めています。



健康長寿のまち・京都

市民一人ひとりが、「心身の健康を保つ」ことを意識し、「歯と口の健康づくり」に取り組むとともに、「食」への関心を高め、それらを地域や人とのつながりの中で進めていくことで、健康寿命の延伸につながり、笑顔でいきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」を目指しています。

具体的な目標として、平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加を掲げています。



4 地域における子育て支援の推進

少子化の進行、家族規模の縮小、共働き家庭の増加など、家族の在り方が多様化するなか、国においてはこども家庭庁を設置し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、社会全体としてこども施策を進めています。本市においても、こうした国の動向等を踏まえ、子育て情報を知らせる、子育て支援の仲間を増やす・つながりを広げる取組を推進していきます。

地域においては、児童館やつどいの広場、民生児童委員等による子育てサロンなど、地域住民、子育て支援機関、学校等が連携しながら、子育て支援の活動を行っています。また、子育て世代をはじめとした若い世代が、子育て支援の活動やPTA活動等への参加をきっかけに地域の様々な団体とつながることで、幅広い地域活動への参加と継続した活動にもつながっています。加えて、民間と連携した取組や社会全体で子育てを支えるはぐくみ未来応援事業への寄付等の活用など子育て支援を推進しています。

こうした活動が循環することにより、多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりを推進していきます。

5 見守り・相談支援活動の促進

地域の身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会、高齢サポート等の日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方や地域から孤立している方への「気づき」を高めていきます。一方、地域住民でもある民生児童委員や老人福祉員はその担い手の確保が課題となっており、負担の軽減や市民周知・啓発等にも取り組んでいきます。

また、同じ悩みや経験を持つ方々が集まり、解決に向けて共に支え合う当事者組織は、当事者ならではの目線に立った相談・支援による「気づき」や悩み等の受け止めの場、情報共有の場となるとともに、多様な課題の発信源にもなります。

こうした、地域での見守り・相談支援活動を引き続き促進し、身近な地域で多様な課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進めていきます。

6 居場所づくり、社会参加の取組の推進

身近な地域で住民が集まり交流する取組は、住民が主体となって地域の中で、サロンやカフェなど様々な形で展開されています。こうした活動は、住民同士のつながりを高めるとともに、活動の中でのちょっとした相談が、参加者個人の悩みや時には地域全体の困りごとへの「気づき」につながり、それらの課題解決に向けた新たな活動を生み出すきっかけになることもあります。

また、暮らしの中にある興味・関心をきっかけに生まれた取組を通じて、地域の中で、孤独を感じていた方や孤立していた方が地域社会とつながりを持つ機会ができたり、世代や属性を超えた交流により、新たなつながりが生まれる可能性があります。

本市においても、こうした多様な居場所づくりや社会参加に向けた取組が、地域の中で、住民主体で展開されるよう、行政・関係機関・団体等が連携しながら推進していきます。

老
幼

ひきこもり状態にある方の居場所

ひきこもりの当事者やその家族に対し、それぞれの状況やひきこもりに至った背景に合った社会参加の場を確保することを目的に、これまでひきこもり支援と関わりがない団体も含め、居場所づくりをはじめとしたひきこもり支援に関連する取組を始めていただけるよう、「京都市ひきこもり支援事業補助金」制度があります。

本補助金を活用した居場所づくりの取組には、ひきこもりの当事者が制作した作品を公募し、公共の場で展示することにより社会参加のステップとなることを目的とした絵画公募展の開催や、悩んでいることや抱えている思いなどについて、芸術表現を通じて向き合うことを目的に、様々な道具を使って創作したり話したりできるアトリエスペースの開放などがあります。前例にとらわれず、当事者やその家族のニーズに合わせ、多様で新しい居場所が生み出されています。

<アトリエスペース>



<絵画公募展>



子ども食堂等の子どもの居場所づくり ～気づき・つなぎ・支える場に～

子どもや子育て家庭を見守り支える取組として、子どもが気軽に安心して集え、楽しく食事を囲んでくつろいだり、宿題や自主学習、あそび、社会体験等を通じて、地域の大人や社会とつながることができる多様な子どもの居場所づくり活動が広がっています。

本市では、地域や民間団体等により進められているこうした取組が、より多く、また継続的かつ主体的に地域で定着して行われるよう支援を充実することにより、子どもたちの声に寄り添い、子どもが安心して暮らせる地域社会を目指しています。

「子どもが未来に希望をもって欲しい」「ここに来てよかった!と思える場をつくりたい」「自分の出来ることで貢献したい」「いろんな人が出会える場をつくりたい」など、自発的な想いが居場所づくりの出発点です。

子どもたちにとって、家でも学校でもない安心して過ごせる居場所として、また、子どもたちだけでなく関わる人たちにとっても大切な居場所となっています。

<子ども食堂>



<社会体験>

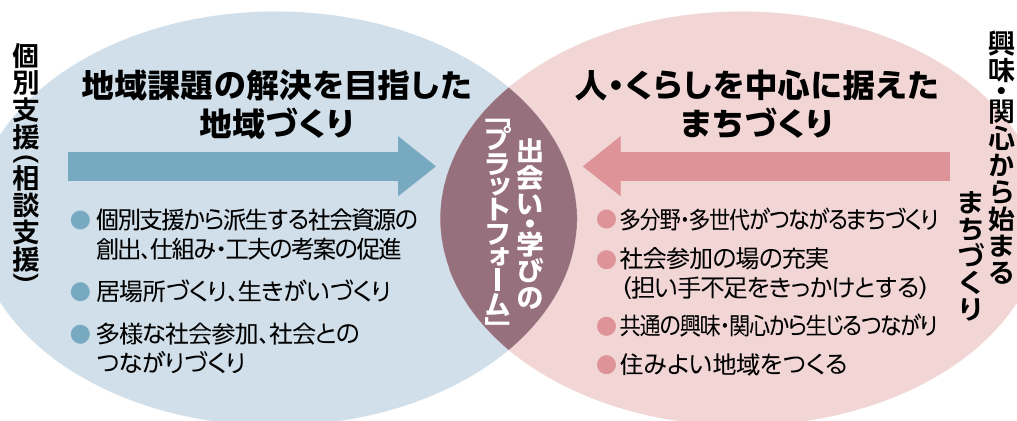


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

個人の興味・関心から始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体とつながる中で、福祉課題に関する視点が生まれてくることや、福祉分野の相談支援の中で、個人と地域をつなげるための取組が、地域住民を中心とした地域づくりに結び付くこともあります。一見、質の異なる活動同士も、それらが出会い、互いから学び合うことで、多様な相乗効果が生まれる、そして、そこから新たな活動や展開につながることもあります。今後は、地域において多様な主体が出会い、学び合う「プラットフォーム」をいかに作り出すかというテーマを考えていくことが重要です。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



(資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室)

7 地域の特성에応じた支え合い活動創出の強化

これまでから、身近な地域では、住民や関係機関が連携・協働し、地域の資源や課題といった地域の特性を把握、共有することを通じて、多様な活動が生まれ、それに伴い、新たな担い手の育成も進められてきました。

住民と関係機関・団体等の多様な主体がつながり、連携・協働による支え合い活動がより多くの地域で創出されるよう、「地域支え合い活動創出コーディネーター」の体制を強化し、地域住民等の主体的で多様な支え合い活動や不足するサービスの創出を更に進めていきます。

解説



地域支え合い活動創出コーディネーター

地域で高齢者を支えていくために必要な生活支援サービスの創出や担い手の養成、ネットワークの構築を目的として、各区社会福祉協議会に配置しています。地域支え合い活動創出コーディネーターは、掃除や買物などの家事支援や見守り、健康長寿サロンなどの生活支援サービスの充実に取り組み、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組みを作っていくお手伝いをします。

そうした活動を行う中で、高齢者をはじめとする地域の多分野・多世代交流にもつなげていきます。



8 地域コミュニティ活性化の取組との連携

地域住民が連携し、主体となって様々な自治活動が行われる「地域コミュニティ」は、地域福祉活動の基盤であり、地域コミュニティの活性化により、地域福祉活動も広がり、充実し、そして相乗効果により、地域自治の更なる発展をもたらすといえます。

住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景として、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足が課題となっており、地域コミュニティサポートセンターによる相談対応や地域活動助成、各種啓発などを通じて、子どもや高齢者の見守り、防災訓練や清掃活動、地蔵盆等の地域行事など、地域において住民が主体となって進める地域活動を支援していきます。

また、情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援等を進め、地域活動の効率化や負担軽減、魅力の発信、地域活動への参加者の裾野の拡大にも取り組んでいきます。

9 災害時の要配慮者への支援の充実

いつ発生するか分からない災害は、特に、乳幼児、高齢者、障害のある方などの要配慮者に広く影響を及ぼします。発災時に避難行動や安否確認が円滑に行われるためには、平常時における継続的な防災・減災に関する啓発活動や、地域におけるつながりづくりが非常に重要であり、そこには要配慮者への支援の視点が欠かせません。

このため、平常時から避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施や福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組むとともに、避難行動要支援者名簿の活用をはじめとした地域における見守り活動の推進、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等を通じて、災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進めていきます。

また、大規模災害が発生した際、各地から参集するボランティアは、被災地の復旧、復興には欠かせない存在です。ボランティア活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう、市・区災害ボランティアセンターが連携し、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発や入門講座等を通じた担い手の確保・育成などに取り組むとともに、災害時に区災害ボランティアセンターが速やかに設置され有効に機能するよう、各区の総合防災訓練と連携した設置・運営訓練を実施するなど、近年発生する自然災害といった危機に対しても、しなやかに克服するまちづくり「レジリエント・シティ」の構築に取り組みます。



避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動

災害時の避難支援に特に配慮が必要な高齢者や障害のある方などに対し、緊急時の迅速な対応等にもつながる、日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして、地域の関係機関・関係団体との連携の下、「避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動」を実施しています。

具体的には、避難行動要支援者名簿に登載されている方のうち、地域への名簿情報の提供に不同意の方を除いた避難行動要支援者名簿を作成し、本市と協定を締結した避難支援等関係者に提供し、日頃の見守り活動につなげていきます。



避難行動要支援者の個別避難計画の作成

災害時の避難の実効性を高めるため、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。本市においては、避難行動要支援者のうち、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方は、ケアマネジャー等の福祉専門職の御協力の下、作成を進めています。

コロナ禍でも工夫して継続してきた地域福祉活動の充実・広がり

令和2年初頭から3年以上続いた新型コロナの感染拡大、いわゆる「コロナ禍」により、本市の地域福祉活動は大きな影響を受けました。令和5年5月に新型コロナの感染症法上の位置付けが5類へ移行し、地域福祉活動は再開していますが、縮小や中止となっている場合があります。地域福祉活動の回復に向けて、コロナ禍においても取組を継続されてきた事例を参考にしながら、学び得た教訓や工夫に基づいて今後の活動の充実・広がりにつなげていきます。

「かどの」あったかい絆の手紙

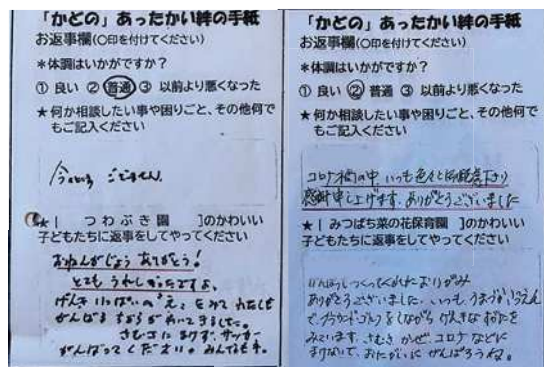
（「避難行動要支援者名簿協定・見守り活動促進事業」を活用した取組事例）

右京区の葛野社会福祉協議会では、コロナ禍で孤立してしまう方が多い中、避難行動要支援者名簿の対象者である高齢者の方々に、地域情報や葛野学区内の保育園児や小学生による絵手紙を添えた「あったかい絆の手紙」を送付。返信用はがきを添え近況や困りごとを把握する取組を実施しています。

<子どもたちの絵手紙>



<返信はがき>



「リモートで遊ぼう」で親子と高齢者のつながりを継続

小規模多機能型居宅介護 × つどいの広場
稲荷の家ほっこり(社会福祉法人 京都老人福祉協会)

同じ建物内で、デイサービスを利用する高齢者とつどいの広場を利用する親子が、日頃から交流していましたが、コロナ禍を契機に、オンラインでの交流（「リモートで遊ぼう」）へと切り替え、画面越しで、お話や季節の歌、クイズなどを、世代を超えて一緒に楽しんでいます。その他、作業を分担して干支の置物を作ったり、壁面や玄関の飾りを作ったり、高齢者の方々が季節の花の塗り絵で子どもたちを出迎えたりと、感染症対策を行いながら日々交流を続けています。



○推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

【主な取組項目】

1 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

各区の民生児童委員や学区社会福祉協議会、社会福祉施設の代表者等と行政などで構成され、福祉のネットワークづくりを進めてきた各区の地域福祉推進委員会では、事務局である区社会福祉協議会との連携・協働の下、区域の地域福祉の普及・啓発に取り組んできました。

このような地域の特性を踏まえた地域福祉推進委員会の活動を更に推進し、身近な地域の課題やニーズ、活動事例を把握し、区域で共有、発信することで、地域住民、関係機関・団体等をはじめ、福祉分野に限らない多様な主体による地域福祉活動の活性化や新たな掘り起こしにつなげ、そうして生まれた活動事例を再度共有するといったサイクルを生み出していきます。また、分野・属性を超えた多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を展開・推進することにより、地域の人、場、活動、サービス、情報等がつながり、つながりの中から更なる展開を生むきっかけとなるような環境を整備していきます。



区地域福祉推進委員会

平成16年3月策定の京・地域福祉推進プラン(第1期計画)にて各区に設置され、高齢者や障害のある方、児童等を対象とした分野別福祉ネットワーク相互の情報交換や連携を進めることをはじめ、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。

2 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

社会福祉法人は、その公益性や非営利性を踏まえ、法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等をいかしながら、地域づくりの取組と連携し地域に貢献する「地域における公益的取組」が、法人の責務として明確化されています。

本市においては、地域課題の解決に向けた住民と社会福祉施設との協働の取組等を各区の地域福祉推進委員会の活動を通じて共有を図るなどにより、社会福祉施設の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携の下、取り組んでいきます。

「たまかふえ(オンラインたまかふえ)」でつながる

(社会福祉法人 京都社会事業財団の総合福祉施設 京都桂川園による取組)

西京区の川岡東社会福祉協議会が開催する「ひまわりサロン」のサテライトとして、京都桂川園で毎月1回、地域に暮らす様々な方を対象として開催。困りごとを抱えた方、行くところがなく話し相手がない方など、地域住民が自然と集まる場、また、施設入所者と地域がつながる場になっています。

コロナ禍においても、これまで培ってきたつながりを絶やさないようにするため、地域支え合い活動創出コーディネーターの協力の下、Zoomを活用し、「オンラインたまかふえ」として開催。地域住民に加え、地域密着型高齢者施設、サービス付き高齢者住宅など10か所の施設が登録し、新たな交流が生まれました。コロナ禍で人と人とのふれあいが減る中、改めて人と人のつながりの大切さに気づく機会となるとともに、直接会うことができない状況になっても、つながり続ける学びにもなりました。

「たまかふえ」で出会い、知り合いになった人同士が、道で出会った時に、お互いを気遣い、声を掛け合い、緩やかな見守りをし合い、困った時に相談できる、そんな温かな関係性が地域に広がっています。



3 多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進

福祉分野に限らず、地域企業やNPO、大学、寺社等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多様な属性を持った多くの方々が関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進めます。

参画

大学のまち京都・学生のまち京都の推進

京都市は、36の大学・短期大学が立地する「大学のまち」、そして人口の1割に相当する約15万人の学生が学ぶ「学生のまち」です。

学生が企画から運営までを行い、京都の大学、経済界、地域、行政がオール京都で支援する「京都学生祭典」、地域活性化や課題解決にも資する学生と地域の一体的な取組を支援する「大学地域連携創造・支援事業(学まちコラボ事業)」、学生自らが地域課題の発掘、解決策の検討・提案を行い、事業の趣旨に賛同いただいた企業と連携しながら実証までを行う「The Future of KYOTO AWARD」等の推進をはじめ、学生や大学が地域住民・企業とつながる機会を充実していきます。



幅広い業種の若手経営者等が議論し、行動する「京都市中小企業未来力会議（現：京都市地域企業未来力会議）」において、「私たちは、地域に根差し、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する『地域企業』である。」等とする「京都・地域企業宣言」が発表されました。

同宣言には、生活文化の継承、安心安全、地域コミュニティの活性化への貢献等が掲げられており、今後の地域の担い手としても活躍が期待されます。

本市では、令和4年度からは、社会課題の解決や新たな価値の創出を目的に、地域企業が主体的に社会実験に挑戦する「京都・地域企業 未来の祭典」を開催しています。



農業と福祉の連携

障害のある方にとって、就労は社会参加の重要な要素であるとともに、社会的に自立し、かつ生きがいを持つという大切な意義がありますが、障害福祉サービス等事業所で働く障害のある方の工賃水準は低水準にとどまっており、その向上は社会的課題となっています。

一方で、農業分野においては、担い手不足や高齢化が進んでいることから、障害のある方が農業に携わることで、両分野の課題を解決しようと「農福連携」の取組が全国各地で行われています。

本市においても、障害のある方が農産物の生産・加工・販売等に携われるよう、障害福祉サービス等事業所と農家等との信頼関係づくりの各種コーディネート等を行うことで、障害福祉サービス等事業所の農業に関連した仕事づくりに取り組みます。

このような取組を通じて、地域の中で誰もが役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えてお互いに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを進めることは、地域共生社会の基盤になります。



行政・支援関係機関等による 分野横断的な支援体制の強化

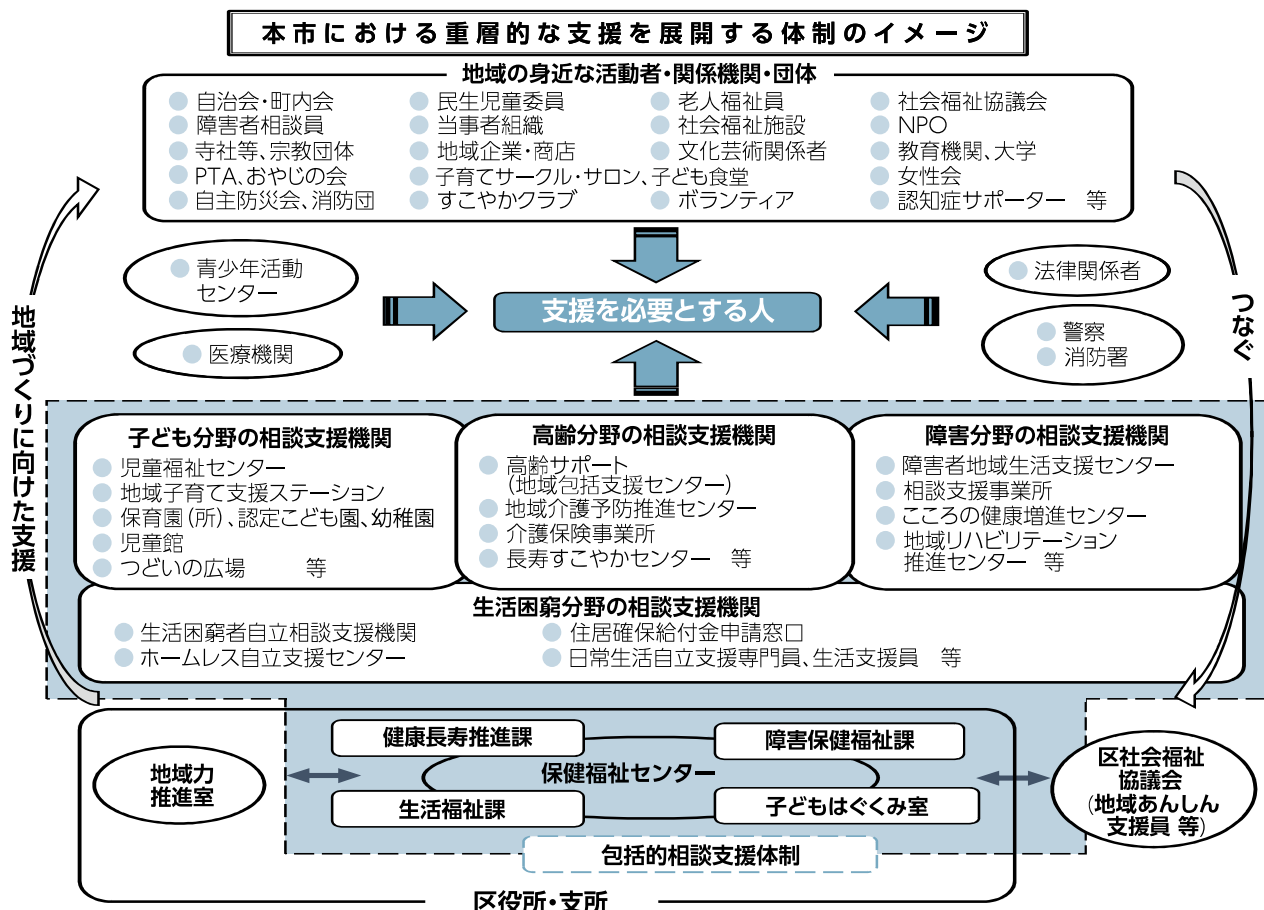
○推進項目3 困難な課題をみんなで受け止め、 重層的な支援を展開する体制の充実

【主な取組項目】

1 「重層的支援体制」の推進

本市においては、地域だけでは対応が困難な複合的な課題を、各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化してきました。

地域住民が直面する課題の複雑化・複合化が進む中、制度間の壁を低くして各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携・連帯し、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を推進するとともに、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を充実していきます。そして、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実と合わせて一体的に実施することで、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化し、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決を図ることを目指していきます。



2 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実

地域社会とのつながりがなくなる「社会的孤立」、ニーズに対応する制度がない「制度の狭間」や支援の拒否、自らの健康安全を放棄する「セルフネグレクト」やいわゆる「ごみ屋敷」といった問題、また、「ひきこもり」の長期化や高齢化といった問題等、少子高齢化や社会情勢の変化を背景に、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

こうした課題に対し、これまで本市が地域住民や関係機関・団体等との連携の下、進めてきた分野横断的な取組を引き続き推進し、支援が必要な方に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、取組を進めていきます。

● 地域あんしん支援員設置事業の充実

地域あんしん支援員設置事業は、地域の支援関係機関等と連携しながら、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない方等に対し、伴走型の支援を行う仕組みであり、各分野の支援の狭間を埋めて包括的な支援を推進するものです。

重層的支援体制の推進に合わせ、より効果的に支援を展開できるよう、必要な支援が届いていない方の把握に向けて、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築するなど、アウトリーチ機能を強化します。また、居場所等の地域資源の開拓、支援対象者の思いやニーズに沿った地域資源とのマッチング、その後のフォローアップ等による社会参加に向けた支援を充実します。

解説



アウトリーチ

自ら助けを求めることができない方や支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない方を把握し、訪問等による伴走型の支援を行うことで信頼関係を構築しながら、必要な支援やサービスにつなぐといった支援を展開することです。

コラム Column

興味・関心から広がる社会参加に向けた支援

～地域あんしん支援員設置事業 × 誰でも参加できる居場所「インクル」～

下京区社会福祉協議会では、本市の「生活困窮者支援団体への活動支援事業助成」を活用し、誰でも参加できる居場所「インクル」の取組を行っています。

インクルは、地域で暮らす様々な方が、立場を超えてつながる場所、とりわけ「社会的孤立」の状態にある方が、自分のペースで社会参加、交流できる場所の提供を目的に、地域住民や企業、様々なボランティア団体等のたくさんの協力や想いを重ね合わせて、月1回、京都市下京総合福祉センター内の中央保護所（休止中）で運営されています。

地域あんしん支援員が、地域で孤立しがちだったAさんを支援する中で、長年、華道や茶道をたしなまれていることが分かりました。Aさんの特技をいかして地域とつながりを持てないかと考え、インクルに華道や茶道を教える講師として招いてみました。支援を受ける側であったAさんが、支える側として力を発揮し、温かい眼差しを感じる中で、笑顔が増え、その後積極的にインクルに参加され、交流を楽しまれています。

このように、本人の興味・関心、誰もが持つちょっとした強みをきっかけに、創意工夫を凝らした柔軟な取組を行うことができる居場所と、地域あんしん支援員による本人に寄り添った丁寧な支援を組み合わせることで、新たな社会参加の機会が生まれています。



● ひきこもり支援の推進

ひきこもり支援は、令和2年9月に、全年齢に対応する、「よりそい・つなぐ」相談窓口と支援の中心となる各区役所・支所保健福祉センターを合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるなど、支援体制を再構築しました。

引き続き、本人及び家族に対して、電話や窓口での相談に留まらず、訪問等により、伴走型の相談支援を行うとともに、家族への研修・交流の機会の提供やひきこもり支援の普及啓発、社会参加の場の確保に取り組んでいきます。

● 不良な生活環境(ごみ屋敷)を解消するための支援の推進

不良な生活環境(ごみ屋敷)への支援は、ごみの片付けだけを課題とするのではなく、ごみを堆積している本人が抱える根本の福祉課題に向き合い、「人への支援」を行わなければ、真の課題解決につながらないとの考えに基づき、引き続き、区役所・支所ごとに設置する分野横断的かつ専門的に支援する体制により、関係機関が連携して重層的に関わることで、清掃支援など本人を継続してサポートしつつ、社会的孤立状態の解消や心身の状態改善に向けて取り組んでいきます。

● 孤独・孤立対策の推進

孤独・孤立の問題は、ライフステージのあらゆる場面で誰にでも起こりうる身近な問題であると同時に、本人だけで解決できない場合もあります。孤独・孤立とは、様々な要因から不安を感じたり、陥ることがある状態であり、これを一気に解決する特別な方法はありませんが、地域のつながりや気付き力を高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、また、支援につながりやすい環境を整え、多様な関係機関や団体、地域がしっかりと連携しながら、様々な制度や支援施策であたたかく包み込み、地域の住民が安心して暮らすことができるよう、取組を進めていきます。

● 再犯防止対策の推進

再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さないだけでなく、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進する取組です。令和3年3月に策定した「京都市再犯防止推進計画」に基づき、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」に向けて、国や民間団体等の取組と連携した再犯防止の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



● 「COCO(ここ)・てらす」による全市的な相談支援体制等の充実

令和6年1月に、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの一体化施設である「COCO(ここ)・てらす」を開所し、区役所・支所への専門的観点からの支援の実施、地域の障害福祉サービス事業所等に対する支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉の関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図っていきます。また、身体・知的・精神の障害種別の垣根を取り払い、それらの課題が複合する困難事例や重層的な支援が必要な方への対応力の向上を図ります。



● 多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援の充実

児童虐待や障害のある子どもなどに対し、児童相談所や発達相談所等にて一時保護や心理検査等の専門的対応を行うほか、子育て中の親が各区役所・支所保健福祉センターをはじめ身近な地域においても、一人で悩まずに気軽に相談でき、関係機関や団体が課題を共有し適切な見守り等を行う体制整備を進めていきます。

また、ヤングケアラーについては、子どもや家族が、子ども自身をヤングケアラーであると認識しておらず、問題が表面化しにくい構造であり、また、その世帯が抱える課題が複合的である場合も多いことから、社会的認知度を向上させ、周囲が早期発見・把握できる環境づくりと、多分野・多機関協働の推進に取り組み、多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援をより充実していきます。

● 生活困窮者自立支援事業の充実(生活困窮者自立支援方策)

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、市役所(保健福祉局生活福祉課)に相談窓口を設けるとともに、専任の相談支援員を配置し、対象者の自立に向けた就労支援等に取り組んできました。

また、新型コロナの感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金の相談・申請等に対応するため、令和2年度以降、専任の相談支援員を増員するとともに、新たに家計改善支援事業を開始し、生活困窮世帯に対する家計管理や債務整理に関する支援を行ってきました。

(1) 生活困窮者自立支援事業の取組状況

法に基づく生活困窮者自立支援制度では、経済的な課題を含め、相談者から具体的な状況を聞き取ったうえで、その方に合った支援プランの作成や自立に向けた寄り添い支援を行っています。

＜参考1＞ 自立相談支援事業実績

	新規相談受付件数	支援対象者数
平成30年度	406件	128名
令和元年度	481件	178名
令和2年度	969件	304名
令和3年度	708件	256名
令和4年度	715件	195名

＜参考2＞ 主な事業

名称	内容
自立相談支援事業	・専任の支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援計画(プラン)を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う(手続きの同行支援、以下の支援ツールを活用した社会参加から就労までの支援)。 ・相談窓口を設け、専任の相談支援員を設置。
家計改善支援事業	経済的に困窮の方に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識を有する支援員が、家計の再建に向けたきめ細かな相談・支援を行う。
住居確保給付金	離職・廃業した日から2年以内又は給与を得る機会が減少する等により経済的に困窮し、次の常用就職を目指す方を対象に、お住まいの家賃相当額を一定期間支給する。 ※一定の条件あり
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、一定期間、プログラムにそって、就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労体験の場を提供する。
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者への一定期間の宿泊場所の供与や衣食の提供等を行う。
子どもの学習・生活支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退の防止支援などに加え、子どもの進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行う。
就労訓練事業 (中間的就労)の認定	早期に一般就労が困難な方に対して、支援付き就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う事業者を認定する。

(2) 今後の方向性

相談者には、複合的な課題を抱える方も多く、制度のみでは十分な課題解決に至らない場合も見受けられます。また、支援を必要とされる方を早期に発見し、生活が立ちいかなくなる前に支援を行うことが重要であり、そのためには、他の支援関係機関との連携が欠かせません。

このため、各区役所・支所保健福祉センターをはじめ、税務、教育、就労、住宅等の各部局はもとより、ハローワーク、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、民生児童委員等の地域ネットワークとも十分に連携し、以下の取組を通して、本制度の対象となる生活困窮者を把握し、支援を行います。

ア 自立支援の取組と体制の確保

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業をはじめとする各種支援事業について、引き続き、実施していくとともに、現状のニーズや支援実績等を踏まえ、適切かつ必要な体制を確保します。

イ 関係機関との連携強化

対象者が抱える問題が複雑化・深刻化する前に、支援につなげることが重要であり、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関とも十分に連携しながら対応していきます。とりわけ、債権を有する自治体の窓口等には、経済的に困窮している方が訪れる可能性が高いことから、これら債権の所管課と連携し、納付相談の際などに生活困窮者を把握した場合、生活困窮者自立支援制度の案内等を行います。

● 権利擁護支援体制の充実

誰もが地域で安心して自分らしく暮らし続けていくためには、認知症や障害等があっても一人ひとりの人権が保障され、自己決定、自己実現できるための支援を充実させていくことが必要です。

認知症や障害等の理由により契約行為等を行うことが困難な方が、日常生活に支障や不利益が生じないよう、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する社会福祉協議会への支援や成年後見制度への円滑な移行促進の取組を進めていきます。

また、高齢者虐待、障害者虐待の防止に向けては、地域住民や支援関係機関等に対して、虐待に関する正しい知識の普及等に取り組み、行政、関係機関、地域が一体となって、虐待の未然防止と早期発見につなげるとともに、通報後の迅速な安全確保や適切な支援に取り組んでいきます。

※ 成年後見制度利用促進計画と長寿すこやかプランの一体的策定

成年後見制度をはじめとした権利擁護の取組は、従来から「京都市民長寿すこやかプラン」に掲載しており、加えて、長寿すこやかプランの計画期間が3年で、国の成年後見制度利用促進の動きに合わせて取組内容を見直しやすく、地域包括ケアの取組や認知症施策とも連携しやすいことから、成年後見制度利用促進計画については、長寿すこやかプランと一体的に策定することとします。

なお、障害福祉分野における計画「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」においても、成年後見制度利用促進に向けた取組を記載します。

第5章

指針の推進・ 評価体制

1 推進期間

本指針の推進期間は、5年を目途とします。ただし、期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しの検討を行います。

2 推進・評価体制

関係部局や関係機関等が地域福祉の視点から取組を進めるとともに、地域福祉の中核的な役割を担う、市・区社会福祉協議会等とも連携を図り、本市及び各区で取組を推進していきます。

また、指針に密接に関連する各分野の取組実績や地域における各種活動の件数等の指標を参考に、各分野で実施されるアンケート調査の結果等も活用しながら、京都市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会において、定期的に進捗状況の点検・評価を行います。



第6章

参考資料

1 京都市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

(氏名の前の◎は分科会長、○は会長職務代理者)

氏 名	団体及び役職
安藤 いづみ	京都YWCA前理事
石井 祐理子	京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科社会福祉専攻教授
石塚 かおる	京都児童養護施設長会会長
稲川 昌実	京都市児童館学童連盟会長
岩崎 智加	京都弁護士会
鶴飼 泉	京都市民生児童委員連盟会長代行
沖 豊彦	京都市社会福祉協議会事務局長
○ 黒田 学	立命館大学産業社会学部教授
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会顧問
静 津由子	京都精神保健福祉推進家族会連合会専務理事
嶋本 弘文	京都市保育園連盟理事長
高屋 宏章	京都市社会福祉協議会副会長
田中 均	すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)常務理事
田中 滯弥渚	市民公募委員
中島 醇子	市民公募委員
◎ 藤松 素子	佛教大学社会福祉学部教授
森 晃	市民公募委員

(五十音順、敬称略、令和6年3月現在)

2 指針の改定作業経過

年月日	主な内容
令和5年 3月30日	京都市社会福祉審議会 令和4年度「地域福祉専門分科会」の開催 ・専門分科会長の互選、専門分科会長職務代理者の指名 ・「京・地域福祉推進指針」の取組状況について ・次期「京・地域福祉推進指針」について
8月21日	京都市社会福祉審議会 令和5年度第1回「地域福祉専門分科会」の開催 ・次期「京・地域福祉推進指針」骨子(案)について
11月30日	京都市社会福祉審議会 令和5年度第2回「地域福祉専門分科会」の開催 ・次期「京・地域福祉推進指針」(案)について ・市民意見募集の実施について
令和6年 1月9日～2月9日	「京・地域福祉推進指針」(2024年改定)案に関する市民意見募集の実施
3月1日	京都市社会福祉審議会 令和5年度第3回「地域福祉専門分科会」の開催 ・市民意見募集の結果について ・次期「京・地域福祉推進指針」の最終案について

あ行

● NPO

福祉、教育、文化、まちづくりなど、様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称で、法に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人（特定非営利活動法人）」という。

か行

● 健康長寿サロン

高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立、認知症の早期発見及び進行防止又は介護予防を図ることを目的に、地域の住民や団体が主体となって設置している通いの場。

● 高齢サポート（地域包括支援センター）

本市における地域包括支援センターの愛称。

高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61か所の公的な相談窓口。一人暮らしの高齢者への訪問活動事業や地域の関係機関と協力、連携し、地域ぐるみで高齢者が安心して暮らせるための地域ネットワークの構築にも取り組んでいる。

● こころの健康増進センター

こころの健康相談、精神医療に関する相談、社会復帰相談をはじめとして精神保健福祉全般の相談や、精神に障害のある方への社会参加支援のための業務を行う機関。

● コロナ禍

新型コロナの感染拡大による災難や危機的状況。本指針では、その期間をおおむね、感染拡大が深刻化し始めた令和2年3月から、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行した令和5年5月までとしている。

さ行

● 市・区災害ボランティアセンター

平成18年4月1日に京都市社会福祉協議会、きょうとNPOセンター、京都市の三者が、政令指定都市では初の常設となる「京都市災害ボランティアセンター」を開設し、関係機関・団体の連携の下、平常時からの災害ボランティア活動の普及啓発、人材育成や情報発信等の取組を進めている。また、災害時には行政区の区長（区災害本部長）の要請により、被災地における活動拠点として「区災害ボランティアセンター」を地域のボランティア関係団体が設置・運営することとしており、両センターが相互に連絡を図ることで、ボランティア活動による被災者支援を推進する。

● 児童福祉センター

児童福祉法に基づく行政機関として設置されている児童相談所を中心に、子どものこころや身体の発達に関する相談や診療、障害のある子どもへの療育等を行う施設等が併設されている児童福祉の総合機関。

● 社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体として規定され、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者などから構成されている民間組織。本市では、市全域を活動範囲とする市社会福祉協議会や各区を活動範囲とする区社会福祉協議会、学区を活動範囲とする学区社会福祉協議会がある。

● 障害者相談員

身体・知的・精神・発達障害のある方とその家族の方の各種相談に応じ、必要な援助を行うとともに、障害のある方に対する理解の促進、地域福祉活動の推進、関係機関の業務への協力等を行っている。

● 障害者地域生活支援センター

身体・知的・精神障害のある方、難病患者等の方が、「自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活」が実現できるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やその家族などの相談や支援を行う機関（本市が運営を委託）。

● シルバー人材センター

高齢者に就業機会を確保、提供する機関として設立された営利を目的としない公益的、公共的な団体。

高齢者にふさわしい仕事を企業、官公庁等から引き受け、それぞれに合った仕事を会員に提供し、生きがいの充実、福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目指している。

● 真のワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、仕事、家庭生活、地域生活など、自らを取り巻く様々な「つながり」の中で求められる役割や責任を踏まえて、ライフスタイルやライフステージに合わせて多様な選択肢の中から「生き方」、「働き方」を選びマネジメントすることにより、単なる生活時間の「バランス」を超えた「心の調和^(※)」を見出し、「生きがい」のある充実した人生を送ることができるという京都市が提唱する独自のワーク・ライフ・バランスの考え方。

※一人ひとりの心の中で、自分自身のことや仕事、家庭生活、地域生活、市民活動、そしてこれらの活動を通じて社会貢献などがバランスよく充実している状態。

● すこやかクラブ京都(老人クラブ)

おおむね60歳以上の方が集い、明るい長寿社会づくりに資することを目的とし、健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動をはじめとした、生きがいと健康づくりのための「自らの生活を豊かにする楽しい活動」と、高齢者の経験や知恵を生かした「地域を豊かにする社会活動」に取り組む団体。

● 地域介護予防推進センター

高齢者が介護を必要とせず、いつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が市内12か所で委託運営している機関。地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防教室を開催するほか、地域の自主的な介護予防活動の支援などを行っている。

● 地域子育て支援ステーション

より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての児童館、保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭を対象とした様々な取組を行う。

● 地域コミュニティサポートセンター

自治会・町内会の運営に関すること、地域活動に関することなど地域コミュニティの活性化に関する相談窓口。

● 地域包括ケアシステム

高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

● 地域リハビリテーション推進センター

身体に障害のある市民に係る専門的な相談・判定のほか、身体の動きに障害のある市民を地域で支えている障害福祉サービス事業者等を支援するとともに、高次脳機能障害のある市民の支援について、専門窓口における相談対応や障害者支援施設における訓練サービス等の提供等を行う専門機関。

● 地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方及びその保護者の方を対象に、無料で就労に向けた支援を行う厚生労働省委託の支援機関(通称:「サポステ」)。

た行

● 長寿すこやかセンター

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いきいきと健やかに暮らせるよう、各種相談をはじめ、認知症（若年性認知症を含む）について正しい理解の普及・啓発、専門職への研修、高齢者に係る虐待や権利侵害をはじめとした権利擁護事業の推進に取り組む機関。

● つどいの広場

主に乳幼児を持つ親とその子が気軽に集い、交流できる場所。保育士経験者等からなる子育てアドバイザーが常駐し、子育て相談に応じるほか、子育て講座などの事業も行っている。

な行

● 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で接する「応援者」。

は行

● ピアカウンセリング

同じ悩みや経験を持つ当事者同士が互いに相談や情報提供を行うこと。

● ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置されている。本市においては、「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）と支援の中心となる各区役所・支所保健福祉センターとを合わせて「京都市ひきこもり地域支援センター」として位置付け、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題として共有し、年齢による区切りがない、切れ目のない支援を行っている。

● 福祉ボランティアセンター

福祉ボランティア活動を体系的に支援することを目的として平成15年6月に開設。区域におけるボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターと連携しながら、市全域の福祉ボランティア活動を総合的に支援する中核施設として、ボランティア活動のための施設の提供、相談、指導、情報提供、講座及び研修等の実施やボランティア活動を行う者相互の交流の促進等を行っている。

● 保健福祉センター

保健と福祉をより一体的に推進していくため、平成29年5月に全区役所・支所の福祉事務所と保健センターを統合し、従来の保健・福祉別の窓口を市民から分かりやすい6つの相談窓口（「健康長寿推進課」「障害保健福祉課」「生活福祉課」「保険年金課」「子どもはぐくみ室」「医療衛生コーナー（保健福祉局）」）に再編し、「保健福祉センター」として位置づけている。

ま行

● 民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、地域の身近な相談相手として、福祉に関する相談・援助活動や情報提供を職務とする。民生委員は、地域の児童分野についての相談・援助活動にあたる児童委員を兼ね、特に子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する委員は主任児童委員として、厚生労働大臣から指名される。

や行

● ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ら行

● 老人福祉員

本市独自の制度として、市長から委嘱され、主にひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否確認、話し相手、関係行政機関・団体との連絡を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう活動している。



みやこ
京・地域福祉推進指針

発行：令和6年3月

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

TEL:075-746-7713 FAX:075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市印刷物 第053199号



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。